

むつ市議会第203回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成22年3月12日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 6番 新谷 功 議員
- (2) 5番 横垣 成年 議員
- (3) 8番 浅利 竹二郎 議員
- (4) 26番 斉藤 孝昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	3番	目	時	睦	男
4番	工	藤	孝	夫	5番	横	垣	成	年
6番	新	谷		功	7番	野	呂	泰	喜
8番	浅	利	竹	二郎	9番	川	端	一	義
10番	鎌	田	ち	よ子	11番	中	村	正	志
12番	富	岡		修	13番	佐	々木	隆	徳
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊
24番	村	川	壽	司	25番	高	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（1人）

2番 新 谷 泰 造

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐	々	木	鉄	農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水	総 務 部 務 監	對	馬	映	子	
企画部長	阿	部		昇	企 画 部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人	保 健 福 祉 長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久	建 設 部 長	太	田	信	輝	
選挙 管理 事務局 委員長	大	芦	清	重	監 査 委 員 長	齋	藤		純	
教育部長	佐	藤	節	雄	公 企 業 局 長	佐	藤	純	一	

川内片倉 舎長
 協野 沢長
 総務 部
 副理 課
 税務 長
 企 画 部
 次 長
 企 画 部
 副 長
 經 理 部
 副 課 長
 建 設 部
 副 課 長
 農 業 部
 委 員 長
 企 画 部
 財 政 課 長
 保 福 部
 介 護 課 長
 建 設 部
 都 市 計 画 課 長
 經 濟 部
 農 水 産 課 長
 總 務 部
 主 幹 課 長

河 野 健 二
 片 山 元
 赤 田 比 等 史
 宮 川 淳 一
 伊 藤 道 郎
 笠 井 哲 哉
 布 施 恒 夫
 吉 田 薫
 石 野 了
 岩 崎 若 男
 杉 山 重 行
 白 尾 芳 春
 吉 田 真

大畑片倉 舎長
 総務 部
 副 課 長
 総務 部
 副 課 長
 企 画 部
 財 務 課 長
 民 生 部
 次 長
 經 理 部
 副 課 長
 建 設 部
 副 課 長
 總 務 部
 政 務 課 長
 保 福 部
 児 童 課 長
 經 理 部
 農 林 水 産 課 長
 川 内 部
 産 業 課 長
 建 設 部
 土 木 課 長
 總 務 部
 主 幹 課 長

柳 谷 正 尚
 松 尾 秀 一
 澤 畑 正 敏
 下 山 益 雄
 新 谷 正 幸
 中 嶋 達 朗
 鏡 谷 晃
 花 山 俊 春
 美 濃 邦 彦
 室 館 利 光
 山 下 謙 一
 二 本 柳 茂
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事 務 局 長
 總 括 主 幹
 主 事

工 藤 昌 志
 柳 田 諭
 井 戸 向 秀 明

次 長
 主 査

澤 谷 松 夫
 石 田 隆 司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告いたします。

次に、先ほど開催した議会運営委員会において、3月15日に請願1件を上程することが決定されておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供

したいと存じます。

今回提案いたします補正予算は、1億5,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は401億6,483万7,000円となります。

この補正予算は、むつ総合病院の医療体制の整備にという趣意をもってご寄附の申し出がありましたので、これを予算措置するものでありまして、歳入につきましても寄附金に、むつ総合病院医療体制整備事業寄附金を、歳出につきましても諸支出金に、下北医療センターへの負担金をそれぞれ計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案第33号については、最終日の3月19日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷功議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員、斉藤孝昭議員、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員、工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、佐々木隆徳議員、目時睦男議員の順となっております。

本日は、新谷功議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎新谷 功議員

○議長（村中徹也） まず、新谷功議員の登壇を求めます。6番新谷功議員。

（6番 新谷 功議員登壇）

○6番（新谷 功） おはようございます。民主党むつ支部の新谷功でございます。我がむつ支部も、去る2月15日、民主党鳩山総理よりむつ市支部承認をいただき、正式に行政区支部として発足いたすことになりました。このことを踏まえ、4月上旬をめどに設立総会並びに設立パーティーを開催すべき、関係者、関係機関と目下調整中でございますので、準備が整い次第、事務方より市長並びに議長、議員の皆様方にご案内が届く手はずになっておりますので、その節はよろしくお取り計らいいただきたいと思うのであります。

さて、昨年を振り返ってみるならば、当むつ市にとっては市制施行50周年、合併5周年という大きな節目の年であり、さらには38年という長きにわたって金谷1丁目1番1号から中央1丁目8番1号に庁舎移転という大事業をなし遂げた年でありました。難産のうへの難産でございましたが、その事業の成就に大きな喜びと達成感を市民の皆様方ともども共有できましたことは、まことにうれしく喜びにたえません。

桃の節句も終わり、春の息吹が日増しに強く感じられる季節になりました。高校入試の合格発表がきのうありました。「サクラサク」の電文を手にした受験生諸君には、おめでとうの言葉をお送りいたしたいと思っております。また、桜の咲かなかった受験生諸君には、後期試験に全力投球をし、合格することを心から願っております。

さて、17日間にわたり開催されましたバンクーバー冬季五輪が日本国じゅうに勇気と感動を与え閉幕いたしました。日本選手団最年少15歳で初出場の高木美帆選手を初めとする総勢93名の選手が

競技に臨んだのであります。メダルを期待された選手たちは、このうえないプレッシャーの中での競技開始であったと思いますが、日本選手団は、スピードスケート男子500メートルの長島圭一郎選手が銀、加藤条治選手が銅、フィギュアスケートでは高橋大輔選手が日本男子初メダルとなる銅メダルを獲得し、さらに浅田真央選手が銀メダル、男女出場選手全員が入賞という好成績でした。また、スピードスケート女子追い抜きでは、小平奈緒、穂積雅子、田畑真紀の3選手が100分の2秒差で惜しくも敗れましたが、銀メダルを手にするという快挙をなし遂げました。

メダルには届かなかった入賞選手が続出しました。中でも私が一番感動したのが女子モーグルの上村愛子選手でした。あと一步というところでメダルに届かなかった結果に、「何で自分は一段一段なんだろう」と、長野オリンピックで7位に入賞してからの4回目の今大会での結果に本当に悔し泣きした姿でした。青春時代、一時期精神面の弱さから不登校になり、心配した母の勧めでカナダに行き、モーグルに出会い、自分の歩む道を見つけたと言っておりました。その母も言っておりました。「私は、一段一段でも、そんな愛子の母でよかった」。この母子にとって、オリンピックは本当に格別なものだなと胸のうちに熱くなりました。上村選手は一段一段だと、次のソチ五輪はメダルが確実となると思うのであります。金メダルを目指して限ってほしいと思っております。

また、我が青森県からは、大鰐町出身の福田選手やチーム青森が出場し、熱戦を繰り広げましたが、結果はご案内のとおりでした。

選手の皆さんには、次のソチ五輪を目指して頑張ってもらいたいと思う次第でございます。そしてまた、私たちに再び勇気と感動を与えてほしいと思う次第でございます。

さらには、暮れの12月20日、全国高校駅伝第60回

大会が京都市の西京極陸上競技場発着コースで行われ、男子は世羅高校、広島が6度目の優勝を飾り、本県代表の青森山田高校は、県勢過去最高の3位と初メダルを獲得し、さらには明けて1月11日、東京国立競技場で第88回全国高校サッカー選手権大会が、約4万3,000人の大観衆のもと決勝戦が行われ、本県代表の青森山田高校は惜しくも敗れ、準優勝に終わったことは多くの県民の記憶に残っているものと思われまます。私もテレビの前にくぎづけになり、観戦いたしました。まさに手に汗握る戦いでありました。結果は、山梨学院大付属に1点差で準優勝に終わりました。これまた県勢初の快挙をなし遂げたのであります。雪国というハンディを乗り越えてなし遂げた選手たちに勇気と感動をもらい、県民の一人として大きな誇りを感じた次第でございます。北国青森県に青森山田高校ありと、その名を全国に知らしめました。全国に散らばっている卒業生、また在校生に大きな希望と勇気を与えてくれました。これからさらなる躍進と優勝を目指して一層の努力を積み重ね、所期の目的を達成していただきたいものと心から念ずる次第でございます。

私は、縁あって第49回、第50回全国高校駅伝大会に行く機会に恵まれました。第50回大会では、大平中出身の江村健太郎選手が仙台育英高校のアンカーとして出場し、その勝負がトラック競技に持ち込まれ、競り合いの結果、惜しくも兵庫の西脇工業高校に敗れた試合を目の当たりに見る事ができ、大きな感動をもらいました。競技場には、江村選手のご両親とおばあちゃんが駆けつけており、帰り際お会いし、興奮冷めやらぬ中、会話をしながら西京極陸上競技場を後にしたことをまるでのうのこのように思い出しました。高校アスリートにとっては、都大路を走るということは夢であり、あこがれであるのであります。江村選手の活躍を改めてたたえてやりたいと思うのであ

ります。その江村選手は、聞くところによりますと、むつ市に帰郷し、現在近川中学校の講師として後進の指導に当たっているとお聞きしました。一層の精進を心から願う次第でございます。

この新しくなった議場での前回第202回定例会に引き続き、トップ登壇で一般質問を担うに当たり、その任の重さと強い責任を感じておる次第でございます。春のやわらかい日差しと息吹を感じながら、今定例会に臨むに当たり、建設的かつ前向きな質問をさせていただきます。このたびの第203回定例会が穏やかで優しく、品位に満ちた議会で終わるよう心から念じております。市長におかれましては、友愛精神を持ってご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、平成22年度むつ市予算について伺いいたします。予算編成に当たって、まず最初に語らなければならないことがあります。入るをはかって出るを制すという言葉をおぼろげに忘れることはできません。今さら言うまでもなく、収入の額をきちんと計算して、それに応じた支出をするということであり、このことは経済の大原則であります。もちろん市長初め財政当局のスタッフは、十二分にそのことを認識し、取り組まれたと思うのであります。釈迦に説法になるかもしれませんが、お許し願いたいと存じます。

今、国会の場におきましては、民主党が55年ぶりに政権を奪還し、政権交代をなし遂げました。国の予算も国会に提出され、連日審議されております。今月中に議決され、いよいよ本格的な民主党鳩山由紀夫総理の手による国政運営がなされようとしております。命を守る予算と命名し、命を守りたい、命を守りたいと願うのであります。

生まれてくる命、そして育ち行く命を守りたい、若い夫婦が経済的な負担を不安に思い、子供を持つことをあきらめてしまう、そんな社会を変えていきたい。将来を担う子供たちが自らの無限の可

能性を自由に追求していける、そんな社会を築いていかなければなりませんと述べられ、さらには働く命を守りたいとも述べられておりました。新年度予算の骨格は、前述したとおり、命を守る予算に転換した背景には、公共事業予算18.3%を削減すると同時に、社会保障費は9.8%増、文教科科学費は5.2%増、大きくめり張りをつけた予算編成ができたことは、国民の皆様が選択された政権交代の成果であると述べられております。

さて、以上のことを踏まえ、1点目として、宮下市長は3回目の予算編成に当たり、市長としての思いが強く反映された予算だと思うが、その点について伺いいたします。

2点目として、予算編成の中身として重要な点を挙げるとすれば何か、伺っておきたいと思えます。

次に、東北新幹線新青森駅開通について伺いいたします。東北新幹線の八戸—新青森間、約81キロメートルがことし12月に開通し、青森と東京が3時間半で結ばれることとなります。2002年、平成14年に八戸駅開業以来、待ちに待った新青森駅開業が8年ぶりとなるわけであります。2013年、平成25年春には、新型車両で3時間余の時間で新青森駅と結ばれることになるわけでございます。1982年6月に盛岡—大宮間が開業してから28年、東北6県の県庁所在地がみちのく新幹線網でつながれると、人や物の流れはどう変わるのでしょうか。このたびの八戸—新青森駅間が着工されたのは1998年3月でありました。当初の工期はおおむね20年とされたが、青森県及び諸団体の強い要望もあり、大幅に工期が短縮された経緯があります。総事業費は4,590億円、着工から12年半で開通にこぎつけることになったわけでございます。

新青森駅とともに新たに設置される駅が七戸十和田駅であり、青森市や弘前市など、津軽地方への玄関口となる新青森駅に対し、七戸十和田駅は

観光客が多く訪れる十和田湖や奥入瀬溪流、さらには下北半島への玄関口となることが期待されているわけでございます。

そこで、次の点について伺いしたいと存じます。

市では、開通に当たって何かイベント、PRを考えているのか。また、下北観光連合会むつ商工会議所、青森県あるいはJR東日本との共催について、何か考えているのかお伺いいたします。

七戸十和田駅から大湊線接続等の二次交通に関しても伺いいたしたいと思いましたが、同僚議員の中村正志議員が通告するというお話を伺いましたので、省くことといたしました。中村正志議員の質問に対してのご答弁に注目してまいりたいと思う次第でございます。

3点目の下北駅駐車場について伺いいたします。下北駅について語るに当たっては、どうしても述べておかなければならないことがあります。皆さんご存じのとおり、下北駅周辺整備促進協議会の存在でございます。平成6年11月27日、下北町の住民有志の皆様が、むつ市の玄関口にありまます下北駅の駅舎並びに駐車場及び周辺の整備を何とかしなければならぬという思いから設立し、今日まで16年間にわたってご苦勞を重ねて今日に至ったわけでございます。そういう経過を踏まえて、ようやく今年の12月、供用開始に至ったわけでございます。中でも協議会の会長であります蓮井富士雄氏のこの事業にかける思いは、並大抵のものではなかったのであります。蓮井氏の強い信念、執念にはただただ頭を下げるのみでございます。次から次へと前に事業を進めようとするほど、その前途には幾多の困難が立ちほだかり、この16年間の活動に何度となく挫折を味わわれ、そのたびに蓮井会長は目に涙をため、歯を食いしばって所期の目的を完遂したのであります。

3月14日、下北駅周辺整備促進協議会の最後の総会と協議会の解散式が行われました。その事業報告の冒頭を飾ったのが「大願成就」という言葉でした。蓮井会長は、この4文字に今日までの活動のすべての思いを託しておられたと思うのであります。平成6年の会発足以来の多くの協賛者、地域住民、多くの市民の方々並びにむつ市、JR東日本、関係団体に謝辞を述べられておりました。あいさつ半ば、数度にわたって声が詰まり、あいさつが途切れしました。一つの大きな事業をなし遂げられました安堵と達成感、高揚感のあらわれがこういう場を醸し出したのではないのかと思うのであります。その場にいた私も目頭が熱くなりました。

市長は、この日、公務が重なり、出席できない旨を関係者に伝えたそうですが、蓮井会長のたっぺのお願いがあり、市長もこの会の趣旨を深く考えてくださり、曲げて出席したとのことあります。まことにありがたいことだと思っております。市長は、自分も当時この会の設立に参加し、今日までに至った経緯を述べられました。細部にわたっていきさつを語れば、自分も涙もろい人間であり、皆様にご迷惑をかける旨を話され、そのあいさつの中で、この事業は市民が初めて行政を動かした事業であり、このことが一つのモデルケースとなっていくことを語り、さらにはこの事業はきょうで終わりではなく、新しいスタートであると述べられました。蓮井会長を初め関係者へのねぎらいの言葉を述べられました。市長の優しい心が満遍なく出ましたあいさつでありました。私も当初から、ささやかでございますが、この協議会に携わり、今日を迎えたことに誇りを感じ、さらには大きな安堵感、達成観、満足感を抱いた次第でございます。

また、祝賀会においては、議会を代表して村中徹也議長があいさつに立ち、民が官を動かした、

民が官を指導したという意味において大変意義深い協議会であったと感じておりますと述べられ、また行政や議会がやらなければならないことを大変ご苦労されてやっていただいたと労をねぎらい、ややもすれば官主導、行政の言いなりになりがち傾向にある中において、行政と民間のあるべき姿の一つのモデルケースとして今後に参加になると感じている旨を述べられました。改めて蓮井会長ほか役員関係者の労をねぎらい、私どもむつ市議会は、今後も下北駅やその周辺の整備には意を持って発言してまいりますのでご安心をいただきたいと述べられ、結びといたしまして、16年間の活動に感謝と敬意を述べられたあいさつでございました。行政の代表として宮下市長が、議会を代表して村中議長が協議会の蓮井会長と、その関係者に温かいねぎらいの言葉をかけられ、これまでのご苦労に重ねて御礼を申し上げました。さらには、これで終わりではなく新しいスタートだと述べられました。市長、議長が述べられました、終わりではなく新しいスタートの一步ということ、私なりに考えると、大湊線の強風対策と新幹線新青森駅開業後の大湊線の利便性について、いわゆる二次交通、三次交通のことが脳裏にあるのではないかとご推察申し上げた次第でございます。行政の代表である宮下市長と、議会の代表であります村中議長の思いが、認識が一致したことを知り、まことに温かく、力強く、頼もしく思いました。今市長は、そのことに大きな関心を持ち、願望していることではないかと思うのであります。どうぞ行政と議会が提携し、一日も早い実現方を強く望むものであります。よろしく願いするものであります。

この事業に対しましては、私はむつ市議会交通問題対策特別委員長として、平成14年7月24日、JR東日本盛岡支社に赴き、当時の取締役盛岡支社長荻野氏と、翌7月25日、JR東日本本社を訪

問し、当時の大塚社長にJR大湊線の強風対策、JR大湊線から八戸駅間の直通快速便の運行について、さらには大湊線下北駅周辺の駅舎及び駐車場の整備促進方を陳情いたしました。このような活動が今日の姿になったのではないかといささか自負しております。それゆえ、感無量の念を抱いておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今日の下北駅を正面から見据えれば、今日まで多くの市民がこの協議会を立ち上げ、16年間の長きにわたって幾多の困難を乗り越え、大願成就を迎えたことに対し、協議会の蓮井会長並びにこの事業に携わってこられました多くのスタッフ、市民の皆様、さらには行政関係機関の多くの皆様方に深甚なる敬意を表したいと、このように思う次第でございます。ありがとうございます。

そこで、次の3点目の下北駅駐車場についてお伺いいたします。

1点目として、駐車場が供用開始されてから3年目となるわけですが、この間の駐車場の利用状況はどうだったのかお伺いいたします。例えば平日の51台分の駐車場の利用率あるいは日祭日の利用率または1泊、2泊、連泊について調査結果があれば教えていただきたいと思っております。

2点目として、不適切な駐車車両が数台見受けられますが、そのことについて認識されておったのか。もし認識されておられたとするならば、いつの時期からだったのか。また、その不適切な駐車車両に対してどのような対応策をとったのかお知らせください。また、今後どのような対策をとる予定なのかもお知らせください。

3点目として、駐車場の除排雪についてお伺いいたします。ことしの冬は、ここ数年にないくらいの大雪が連日続きました。駐車場の除排雪作業はどのように行われているのかお伺いいたします。駐車場の通路と車両の間の段差があるようで

ありますが、この点についてどのような対策を施してきたのかお伺いいたします。

4点目として、駐車場の消雪工事についてお伺いいたします。前段でも申し述べましたが、ことはいつもの年と違いまして、大雪となりました。駐車場をより効率的に使用するに当たっては、ロードヒーティング工事あるいは井戸水を使う消雪工事の2通りが考えられますが、その点について検討された経緯があったのか、あったとすればどのような検討がなされたのかお知らせください。

また、この現状を踏まえ、近い将来消雪工事を施行する計画があるのかどうかもお伺いしておきたいと存じます。

3月と言えば、卒業の季節であり、また別れの季節でもあり、旅立ちの季節でもあります。進学する人、社会人として旅立つ人、また職務を全うして第二の人生を歩む人、それぞれ歩む道は違っても、旅立ちの原点は、このすばらしいむつ市であることを心に刻み、旅立ち、羽ばたいてほしいと思うのであります。皆さんの前途に幸多かれとお祈り申し上げる次第でございます。

また、別れもあれば出会いもあると申しますが、海上自衛隊大湊地方総監部から昨年10月6日に大湊港を出航し、ソマリア沖アデン湾における海賊対処に第3次部隊として派遣されておりました護衛艦「はまぎり」の隊員の皆様も、過酷な任務を遂行し、全員無事帰路につき、間もなく大湊港に帰還すると伺っております。留守家族の皆様には、例年にない大雪に大変なご苦勞をしたと思っておりますが、本当にご苦勞さまでございました。そして、「はまぎり」の隊員の皆様には、任務を無事達成されたことに心から敬意を表します。私は、春風香る大湊港で、5カ月ぶりに笑顔で再会する隊員と家族の姿が浮かんでまいります。本当にご苦勞さまでした。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきま

す。市長におかれましては、繰り返しになりますが、どうぞ友愛精神を持ってご答弁くださるようよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目は、平成22年度むつ市予算についてであります。ご質問の趣旨は、3回目となる予算編成に当たり、市長としての思いが強く反映された点について及び予算編成の中身として重要な点を挙げるとすれば何かという2点であります。関連がありますので、一括してお答えとさせていただきますと存じます。

まず、平成22年度の予算編成については、昨年11月10日付で通達した平成22年度予算編成方針が実質的なスタートとなりました。この中で財政の健全化は着実に図られつつあるものの、各診療所の経営健全化に係る繰出金や除排雪経費等不確定な要因が内在すること。地方交付税及び電源立地地域対策交付金の動向や脇野沢地区における廃棄物処理経費等対処しなければならない財政的課題があることなどの認識を示しながら、今後の中長期的な展望を視野に入れると、手がたさと攻めのバランスのとれた行財政運営を推進していかねばならない旨の基本的方向を示したところであります。

具体的には、長期総合計画に基づくまちづくり方針を基本としながら、今年度の予算で意図した地域産業の芽出しの部分を、さらに成果等がわかるような形で深化、拡充を図るとともに、雇用の拡大や地域の活性化につながる施策、生活者の目線に立った新たな施策について創意と工夫を求めたところであります。これは、赤字脱却という最優先課題への足取りをみじんも変えるものではあ

りませんが、我慢、儉約を重ねるだけでは地域の活力はなかなか引き出し得ないという理念と、じくじたる思いもあってのこととあります。折しも新年度は、ネクスト50に向けて新たな一步を踏み出す年度となります。このようなことから、新年度の予算編成に当たっては、財政の健全化という守りの中にも未来へつなげる息吹となるような攻めの部分に軸足を少し移し、地域活性化の礎となる産業の基盤づくりと雇用の創出、日々の安寧を支える安全安心、むつ市の未来を切り開く人づくりの5つを私の公約の深化とも重ね合わせて政策の柱とし、未来への糧となるように意を用いたところであります。

次に、予算編成の中身として重要な点がどのような部分にあらわれているのかというお尋ねであります。具体的な施策につきましては、既に施政方針や提案理由でも述べてまいりましたので、重複する部分があるかと思いますが、新たに取り組む施策の概要を中心に申し上げたいと存じます。

まず、産業の基盤づくりと雇用の創出についてであります。私の公約では、「むつ市のうまいは日本一」、「安心して暮らせる毎日が基本」及び「公共事業は地域の“いしずえ”」に相当することになろうと思います。ここでは、地元企業がエネルギー関連事業等への参入促進を図るための地域企業連携強化事業を実施し、新たな業態の掘り起こしと雇用の創出に取り組んでまいりますほか、過日特許庁から商標として登録が認定された一球入魂かぼちゃの生産拡大や、ホタテ、ナマコに次ぐブランドの開発を目指すアカガイの地まき放流事業に取り組む生産者等を支援するとともに、その特産物の知名度をアップしていくための戦略的な仕掛けとして、新たに独自の地域ポータルサイトを立ち上げ、全国にむつ市の特産物等の情報を発信することで、地元産業の活性化を図

ってまいりたいと考えております。

また、国の方針として公共事業の削減が打ち出されたところでありますが、市道整備事業や排水路整備事業等生活に密着した真に必要な公共事業はほぼ前年度並みに確保し、公共事業による雇用の維持と地域経済の下支えに努めてまいりたいと考えております。これらの相乗的作用によって雇用が確保され、むつ市内に住んで生業を得ることで経済的側面からの安心が担保される担い手の養成にもつながるということは極めて大事なことであります。

次に、安全安心、公約では「大切なのは地域のきずな」、「安心して暮らせる毎日が基本」についてであります。この点につきましては、今年度に引き続き学校建設事業や校舎の耐震化促進による教育環境の整備及び消防、救急拠点としての大畑消防署建設事業といったハード面での充実のほか、ひとり暮らし高齢者等の安全安心の確保を目的とした救急医療情報キット配布事業や、病気や病後の子供を持つ保護者が安心して働けるような仕組みとして、就労と子育ての両面から支援する病児・病後児預り事業に取り組むことでセーフティネットの充実を図るとともに、バスの廃止路線にデマンド型乗合タクシーの運行を導入し、沿線住民等の足を確保することで生活の安心を図ってまいりたいと考えております。

次は、次代を担う子供たちの人づくりについてであります。ここでは、むつ市子ども夢育成基金を創設し、学業や文化、スポーツ面等子供たちのさまざまな体験や挑戦を応援するほか、最先端の科学や医療に触れる中学生夢はぐくむ体験入学事業を、また基金活用事業から外れますが、小学生を対象に有名スポーツ選手等との触れ合い体験を通して夢を持つことのすばらしさを語り合い、心豊かな児童をはぐくむためのこころのプロジェクト「夢の教室」を実施するなど、「こどもは地域

のたからもの」として人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

平成22年度の予算編成は、政権交代による予算への影響等について、国・県の情報把握に大変苦慮しながらの編成となりましたが、以上申し述べましたとおり、むつ市の未来につながるような創意と工夫が随所に反映されたものと思っております。

御議決のうへは、意図した思いが実効あらしめられるようしっかりと執行管理を図ってまいりたいと考えておりますので、新谷功議員初め議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東北新幹線新青森駅開通についてのご質問にお答えいたします。ことしは、青森県民にとって、平成14年の新幹線八戸駅舎開業に続いて東北新幹線全線開通という記念すべき年であり、さらに12月の開業に合わせて環境に配慮されたハイブリッド型リゾート列車の運行も予定されており、津軽と下北へおいでになるお客様へのおもてなしがランクアップされる予定であります。

開業により東京一新青森間がこれまでの4時間から3時間20分に短縮され、さらに平成22年度末には3時間程度で運行されることとなり、30年前、12時間で走行していたことを考えれば、万感の思いがいたします。

開業に当たって何かイベント、PRを考えているのかというご質問であります。特別なイベントではございませんが、私が会長を務めております下北観光協議会では、これまでも開催されてきました都市対抗野球協賛物産展を東京都で、さらに下北来さまいフェスタ2010を青森市で開催する予定であります。

また、青森県及びJR東日本との連携ということでは、ことし1月、東京都原宿表参道で行われた「とことんあおもり2010」を含めた開業キャン

ペーンを皮切りに、春には青森県を大手観光業者に売り込む全国宣伝販売促進会議と、それに伴うエクスカージョンを青森市で開催するほか、千葉幕張メッセで「旅フェア2010」イベントの開催、そして12月の開業後、平成23年には青森デスティネーションキャンペーンの開催など、県、市町村、JR東日本が連携を密にした取り組みを進めております。むつ市内の関係団体等では、下北物産協会のしもきた冬まつり、むつ商工会議所の食の祭典や産業まつり、むつ市観光協会では、イベントではございませんが、観光客宿泊案内システム事業や、観光DVD制作などが企画検討されていると伺っております。これまで行われてきたイベントであっても、開業という節目の年になることから、ヒートアップされることを期待しているところでございます。

さらに、ほかにも観光事業者等と連携できるものは積極的に協力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、ご質問の3点目、下北駅駐車場についてお答えいたします。まず、お尋ねの1点目、利用状況についてでございますが、駐車場の利用状況につきましては、平成19年12月供用開始以来、市職員が調査した結果、平日はおおむね6割から8割程度、休日はほぼ満車という利用状況であります。なお、連泊等に係る利用状況については、調査いたしておりません。

2点目の不適切な駐車車両についてでございますが、本年1月のパトロールにより、長期間駐車をしている車両数台が確認されております。これらの車両については、確認後経過を見ておりましたが、移動される様子もないことから、早期に移動をお願いする旨記載した注意文書を車両に掲示しております。しかしながら、いまだ移動されていない状況から、今後の対応としては、陸運局に車両のナンバーを照会し、所有者を確認のうえ

協議させていただき、早期移動をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、駐車場の利用については、市政だよりや市のホームページでお知らせしているところですが、さらに啓蒙を図るため、新たに注意看板を増設するなど対策を講じてまいりたいと存じます。

3点目の駐車場の除排雪についてであります。除雪の方法としては、タイヤショベルによる機械除雪のほか、積雪状況にもよりますが、車両の間に堆積した雪を人力でかき出し排雪しております。今冬は、例年にない降雪となり、これまで延べ13回の除雪を行っておりますが、今後も利用者にご不便をおかけしないよう、小まめな除雪を心がけ対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目の消雪工事についてでございますが、これまでロードヒーティング等による消雪設備設置を検討した経緯はあるのか、また今後設置する考えはないかとお尋ねであります。広場を整備するに当たり、ロードヒーティングによる消融雪設備を導入する計画もいたしました。多額の工事費が必要となりますことから、導入を見送った経緯もございますので、先ほど述べましたとおり、きめ細かな除雪を行い、対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） ありがとうございます。

平成22年度の予算編成、市長が3回目ということで、私は中身をよく見ましたら、市長は市長選に当たっての公約、「こどもは地域のたからもの」ということを基本ベースにして組んでいるなど。これは大変いいことだなど。私は、もう地域が発展するのは子供だと、そういう思いを強く持っているものですから、全くいいことだなど、どうぞそういうお考えでこれからも、今後もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ところで、市長、去年は合併5周年、市制施行50周年で、本当に多くの力を私はもらったと、このように思っておるわけでございます。まず最初に、今年の5月31日、のど自慢が下北文化会館で開かれ、本当に会場あふれんばかりの人が集まってくれて、何か私はこののど自慢、あるいはドームでのベースボール、陸上競技教室、あるいは野球場でのベースボール、市長はピンチヒッターをやったけれども、本当にいろんな行事に参加させてもらって、随分元気をもらって、あれっ、むつ市はよそで言う不景気という感じがしないかと、私自身はそう思ってきました。これは何だろうかなどと私なりに考えたら、やはりこれ市長、市長の仕掛けです。

私は、よく考えてみたら、本当にあらゆる行事、市で行った行事には参加させてもらいました。私は、これ議場でも言った経緯があるから、すべてそれは自分で足を運んでみなければならぬと。本当にそういうわけでは、私は今もってその気持ちを継続して、市長がおっしゃる地域の力、市民力、地域力というものがこれだなどと、こう感じてきました。どうぞ市長、その点においても、今後もそういうお気持ちで進めていただきたいと思うのです。

市長は、年頭の新年祝賀会において、明るい未来の扉を開くと、ネクスト50と、これはもう何回も市長おっしゃって、むつ市の人もいい意味で洗脳されて、そうやって頑張っていかなければならぬのではないかなと、こう思っておりました。そういうわけで、予算編成の中身も、そういう思いが大いに入っているということで、今後も頑張りたいと、こう思うわけです。

市長、ことしはとら年ですから、トラは一日に千里も走ると、千里を走って戻ってくると。これは、何を意味するかといえば、その人のとらえ方にあると思うのですけれども、すごくスタミナが

あると、元気があると、こういうことであります。どうぞむつ市もそういうふうな意味で、市長の干支はトラかどうかわかりませんが、トラになって頑張っていたきたいと、こう思っています。よろしく願いいたしたいと思います。

次に、東北新幹線新青森駅開通について。やっとうとう来たけれども、しかし東北新幹線八戸駅の開業時の青森県の県民の熱気から考えれば、いまいちでないかなと、正直そう思っています。なぜかなと。あのときは、ちょうど経済的にも日本の経済が上向きで元気があったときだったからそうなのでしょうけれども、このたびはちょっと、少し寂しいような感じがするかと、これは私の率直な意見。だから、そういう意味で、何かイベントを考えているかと、こういうことで。

しかし、市長、考えてみれば、市長はこの3年の間に本当に大きな事業ばかりなし遂げられてきました。特に去年は本庁舎移転、市制施行50周年、合併5周年、そして下北駅完成、そして新幹線と。このくらい市長、あなたみたいに運がいい人はいないと思います。本当に恵まれて、そうしてきました。どうぞこれからもそういうふうなことで頑張っていたきたいと。新幹線に関してのPR、イベントは、これからどうぞ考えていただきたいと、こう思うわけでございます。

3番目の下北駅駐車場については、これは本当に下北駅もおかげさまで立派になって、雪が降る前はすばらしいかと。バスからおりれば、屋根、駅まで雨にぬれないで行ける、あれは本当にいいし、晩に私おりたときに、本当に、いや、きれいだかと、下のれんがも映えて。雪が降ったら、実はこういうふうなわけで、本当に駐車場に51台、これ限られたスペースだから、これ80台にしても100台にしても、そんないろんな不適切な車両の駐車は見受けられるのだよね。ところが、私想定外だったのが、市長、他県のナンバーなのです。

私確認したのは、今写真持ってきておったのですけれども、帯広ナンバーとか、こういうナンバーなのです。本当にこれは想定外の話で、しからばこれをどうするかと。市の担当者は、きちんと車に注意のステッカー張って注意を促しているけれども、どう考えても帯広、県外ナンバーだものね。だから、それはいろいろ都市計画課はご苦労しているのだけれども、これはモラルの問題で、しからばどうするかと。先ほど答弁の中に、ナンバーがついているから、それを調べて陸運局でもって調べれば持ち主はわかるのだよね。持ち主はわかるけれども、それからなのです。これもどうぞ根気よくお願いしていただきたいと、こう思います。

そういうことで、去年は本当にいい年で、ことしも市長を先頭にして頑張ってもらいたいと、こう思うわけでございます。

また、この3月をもって職員の皆様方で退職する人もあります。牧野教育長には、長い間むつ下北の教育についていろいろご指導、ご鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございます。牧野教育長は、輝かしい業績の持ち主で、八戸高校のときは、進学に関してもかなりの、東北でも一番の成績を、東大に上げた、そういうかなりの実績がございまして、平成12年には今までの教育界に対しての功労が認められて、文部大臣賞も受賞しておるわけで、まことに勇退が惜しいなど、このように思っておるわけでございます。また、市の職員も、この3月でもって退職するけれども、私は壇上からも申し上げたとおり、元気がむつ市にありますので、どうぞ退職して、それぞれの道を歩むにしても、よろしくご指導、ご鞭撻をお願いしたいと、このように思って、今定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） むつ市議会第203回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

迷走を続ける民主党中心の政権は、国民の圧力を受けて、部分的には前向きな仕事もするが、国民の期待を裏切る一連の問題が出てきております。米軍普天間基地、後期高齢者医療制度、労働者派遣法の問題での後退は、まさにアメリカ言いなり、財界中心から抜け出せないために起こっているものであります。また、鳩山首相の偽装献金事件、小沢幹事長の土地購入資金事件、小林衆議院議員の不正資金事件で強制捜査や関係者の逮捕が相次いでおります。政治を変えたいという国民が願う問題での後退姿勢に加え、政治と金の問題でも自民党と同じ体質を露呈し、世論調査では内閣不支持率が支持率を上回る事態となりました。夏の参議院戦候補には、日本の核武装、靖国派の立場に立つ元陸上自衛隊陸将補の矢野氏を公認、またマルチ商法業界を支援するための議員連盟を立ち上げ、マルチ業界団体から資金を受け取っていた前田氏も公認し、候補者選びも混迷を深めてまいりました。

片や野に下った自民党は、政治をより悪くする

立場から新政権を攻撃しております。政治と金の追及も、金権政治の本家本元が幾らやっても泥仕合にしかならず、反省のない破壊的野党を抜け出しておりません。

約束したことを守らない、言行不一致、けさ言ったことと違うことを夕方に言う朝令暮改、日本政治の未熟さが次々と噴出している状況です。海外からは、日本の政治は三流政治だと言われるわけがよくわかるというものです。あしたの暮らしのために必死に生きている国民からすべて見られている自覚と、公約したことは必ず守る姿勢が今こそ政治家に求められているものであります。

質問の第1点目、国際生物多様性年についてであります。生物多様性条約は、1992年6月にブラジルリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議、いわゆる地球サミットで署名、これは各国政府による参加の意思表示ですが、が開始され、1993年12月29日に発効いたしました。2009年2月末現在、191の国と地域が加盟しております。自然を守ろうとする国際条約はほかにもありますが、個別の種や特定の地域を保護するだけでは地球の生物多様性は保全できないとの認識から、生物多様性条約は生まれました。地球規模で生物多様性の保全と利用のルールづくりを目指す初めての包括的な国際条約であります。

日本は1993年5月に締約国になり、2002年には生物多様性の保全、自然再生の推進などを盛り込んだ生物多様性国家戦略を改定いたしました。ことし10月18日から29日にかけて愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議が開催されます。折しもことしは国連の定めた国際生物多様性年でもあり、2002年のCOP16で採択された締約国は、現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるという目標年にも当たります。むつ市の生物多様性について、今まで取り組んできたこと、また今後の取り組みについてお聞

きいたします。

質問の第2点目、河川行政についてです。県は、むつ総合病院のところの旧田名部川に遊歩道を設置するための改修工事を行っております。工事は、大瀬橋からマエダ本店までの区間で3年間の予定だそうであります。現地を見ると、大瀬橋の歩道が道路より高くなっております。つまり段差があります。川沿いの遊歩道が大瀬橋で遮られ、連続性がない遊歩道となる状態です。大瀬橋の歩道の段差を解消し、連続した川沿いの遊歩道とするよう県に要請すべきと思います。

また、マエダ本店のところの新小川橋まで遊歩道は設置されます。新小川橋は狭いうえ歩道がなく、危険な橋となっております。この際、新小川橋に歩道を設置し、市民の安全を確保すべきと思いますが、お聞きいたします。

次に、川内川の魚道についてであります。川内川の畑地域の手前に発電用ダムがあり、そこには魚の道、デニール式魚道が設置されてあります。この魚道の管理はどこが行っているのか、これまでの魚の遡上実態はどうであったのか、構造的に問題はないものなのかお聞きいたします。

質問の第3点目、市営住宅についてです。市営住宅の維持補修費の増額についてです。市営住宅の改修や補修基準はどのようになっているのでしょうか。新しい市営住宅は、水洗トイレに、窓はサッシなどとなっており、大変快適であります。しかしながら、古い市営住宅はくみ取り式トイレのうえ、床からは湿気が上がり、部屋がじめじめとして肌寒く、窓からはすきま風が入るため、ビニールをかぶせ、冬場をしのがないといけないなどと、新しい住宅と古い住宅の格差が余りにも大き過ぎる状態となっております。また、市営住宅敷地の砂利道や側溝整備のおくれもひどいものです。維持補修費を増額し、格差是正に取り組むべきと思いますが、お聞きいたします。

次に、大湊上町市営住宅の入り口へのロードヒーティング設置についてです。入り口の坂道は急なものとなっており、冬場は大変危険な道路となっております。しかし、市営住宅の敷地ということで、年間1,400万円ほどしかない市営住宅の維持管理費で設置しないといけないということで、しかし、大湊上町市営住宅の入り口は、市営住宅の奥に民家があり、一般市民も利用する市道となっている現状です。市営住宅の維持管理費というより、市の一般道としてロードヒーティング設置をすべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第4点目、税務行政についてであります。相談体制の充実です。窓口対応の改善でかなりよくなってきているとはいえ、市民の苦情はまだ聞こえてきております。国保税の滞納がふえ、資格証明書の発行もふえている現状と、今後ともふえていく状況が予想される中、収入があるから払えるはずという窓口対応にとどまっているとは思いませんが、滞納に陥っている市民の困難と一緒に解決していく窓口対応が今後ますます求められていくものと思います。市民の困難を解決していく中で滞納も解決していくという流れとなるのではないのでしょうか。

派遣村の湯浅村長は、派遣切りされた方の相談の先頭に立っております。湯浅村長は、東京都の職員が派遣切りされた方に対し行った相談の実態を見て愕然としたようであります。その職員は、派遣切りされた方の話を聞いて、調査書に書くだけのものでありました。私はどうしたらいいのか、どこに行ったらいいのか、相談員は何も教えてくれないということでありました。税金の滞納の相談体制はどのようになっているのかお聞きいたします。

次に、市・県民税申告相談についてであります。むつ市政だより1月20日号には、申告相談日程が掲載されておりました。地域ごとはいいのですが、

会場がむつ地区は本庁舎1カ所のみとなっております。交通が不便なので、何とかしてほしいという市民の声が多くありました。ことしは、片道4本から5本のバスしか通らない外れに本庁舎が移ったものですから、苦情が出たのだと思います。むつ地区の会場はどうして本庁舎のみとなっているのか、川内、大畑はもっと細かく会場が設置されております。交通の便のよい場所など数カ所に会場を設置すべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

質問の第1点目は、国際生物多様性年についてであります。私たちは、地球生態系の一員として他の生物と共存し、また生物を食料、医療、科学等に幅広く利用しており、生物の多様性は私たちの存続の基盤となっているものであります。

我が国では、平成7年に生物多様性国家戦略を策定、平成14年3月には里山、干潟などを含めた国土全体の生物多様性の保全、自然再生の推進、多様な主体の参加と連携などの内容を盛り込んだ新生物多様性国家戦略に改定、平成19年11月には農林水産省多様性戦略の内容も反映した第三次生物多様性国家戦略を閣議決定し、平成20年には生物多様性基本法を定めたところであります。

本市の位置する下北半島は、その特有な形状と景観、そして豊かな資源を秘めた、海、山、川、空にはぐくまれた生態系の中で独特の動植物が息づいていますが、近年地域住民の生活様式の変化や産業形態の変遷に伴い、近郊の湿原、水田、森林を中心とした自然景観に変化が生じてきております。市では、これまで化学肥料、農薬の使用に配慮し、環境への負担軽減を図る環境に優しい農

業認証事業や、地域ぐるみで農地や水を守る活動を行う農地・水・農村環境保全向上事業及び森林の保水力の改善を図り、水資源の涵養を図る森が育む水環境保全事業等の各種事業を通じて自然環境の維持保全や意識の啓蒙に努めてまいりましたが、今後も自然環境を守り保護するため、環境に配慮した生産活動はもとより、生態系の保全や自然環境に考慮した自然に優しいまちづくりを推進してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、河川行政についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の県が実施しております旧田名部川改修工事に合わせた橋の改修についてであります。現在県では旧田名部川において、河川改修工事を行っており、市民の憩いの場としての遊歩道整備が進められております。横垣議員お尋ねの大瀬橋付近を横切る際、歩道部分が高くなって障害となることから、河川改修工事に当たり、この部分を改善できないかとのことですが、計画では大瀬橋から遊歩道へは1メートル以上の段差が生じるため、階段を設置するとのことであり、議員お話しのような段差の解消はできないものと考えております。

次に、新小川橋は狭い歩道がなく危険であるので、河川改修に合わせて歩道を設置すべきではないかとのことですが、市では今年度から平成25年度までに市道における83橋りょうの点検を行い、調査結果に基づき安全対策と長寿命化対策を講じてまいり所存であります。したがって、歩道橋の設置につきましては、点検結果を踏まえて総合的に検討する必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、川内川デニール式魚道についてのご質問にお答えいたします。川内川のデニール式魚道については、平成5年度に旧川内町が岩谷沢地区にあります東北電力の取水堰堤に附帯して設置した

ものであり、市の管理であります。延長は100メートルで幅90センチメートル、高さ1.2メートルの水路状の内部に安定した流れをつくるための阻流板及び休憩場所となる緩流池を設置し、勾配8.9%の施設であります。

魚道の維持管理につきましては、川内町内水面漁業協同組合に委託し実施しており、組合では施設の巡視を月に2回、清掃を年に4回、また大雨等による河川の増水時には、その都度管理を行っているところであります。

次に、魚の遡上実態についてであります。平成9年に旧川内町で魚道の下流部に大型のヤマメを放流して、上流部に数尾のヤマメを確認しているほか、地元の内水面漁業協同組合で釣り人からの聞き取り調査等ではヤマメが釣れているとの報告がありました。

今後の遡上の調査についてであります。魚は一般的に大雨等により増水したときに遡上する傾向が強いとされ、増水時に確認するとなると危険を伴う状況となりますし、水が濁っている状況下では確認できませんので、調査の方法については関係機関や地元の内水面漁業協同組合の意見も聞いて検討する必要があるものと考えております。

また、構造的に問題がないかについてあります。魚道の基本設計については、魚道の当時の専門家である弘前大学の教授の指導を受け計画したものであり、堰堤の落差が約7.6メートルと高いことと、渇水期の最少流量との関係で、経済的なデニール式魚道を採用したものと伺っております。しかし、魚道設置後約15年を経過しており、洪水による施設の老朽化や下流部の洗掘も見受けられるほか、魚道の入り口部分も本流のわきにあるため、魚の遡上に支障となっていると考えられており、入り口部分へ魚を誘導しやすいよう工夫していくなど、専門家の意見も伺いながら研究し

てまいりたいと考えております。

次に、市営住宅についてのご質問にお答えいたします。まず1点目、市営住宅の維持補修費の増額についてのうち、住宅の改修や補修基準はどうなっているのかについてであります。市営住宅の補修基準に関しましては、特に定めはありませんが、担当職員による随時の巡回及び入居者からの改善要望等により、その都度状況を確認しながら維持修繕に努めております。

また、維持補修費の増額についてであります。平成21年度は金谷団地屋根改修、桜木町西団地解体、文京町団地給水管更新工事等を実施するため予算を増額しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、住宅敷地の砂利道や側溝整備がおこなわれているのも事実でありますので、緊急性を考慮しながら、可能な限り予算を確保し、入居者にご不便をおかけすることのないよう対処してまいり所存であります。

また、新しい住宅と古い住宅の格差を解消するために建設されて40年から50年経過した住宅に関しましては、費用対効果の面からできるだけ早期に統廃合を進め、新規住宅建設に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、大湊上町市営住宅の入り口へのロードヒーティングの設置についてあります。大湊上町団地の進入路につきましても、議員ご指摘のとおり勾配がきつく、冬期間は危険であることから、坂道対策の要望を多くいただいているところであります。ロードヒーティング設置には多額の費用を要することから、早期の設置は困難な状況にあります。

根本的な対策につきましては、大湊上町団地の建て替え計画策定の際に十分考慮しなければならぬものと考えております。当面の安全対策としては、現在も実施しております凍結防止剤の散布等により対応してまいりたいと考えております。

ので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、税務行政についてのご質問の1点目、相談体制の充実についてお答えいたします。地方分権の進展に伴い、歳入の根幹として市税の重要性が一層増す中で、税収の確保は極めて重大な課題となっております。このため徴収体制の充実と滞納対策の強化による徴収率の向上に努めているところであります。市税の納付等に関する相談は、本庁税務課及び各庁舎管理課窓口で受けておりますが、場合によってはお客様の都合に合わせ、夜間や休日にも実施することもあります。また、平日お仕事等により来庁できない方々のため、毎月25日以降を納税週間と定め、平日は午後7時30分まで、さらに土日、祝祭日も開庁し、納付相談窓口を開設しております。

平成20年度の納税週間における来庁者は、納付と相談を含めて681名の来庁がございました。納付相談に来られる方々は千差万別、一人一人違った理由により税金の納付が滞った方です。最近では、失業等により職を失い、今後の納付について不安を抱え相談に来る方もふえております。相談には、それぞれ担当の職員が当たり、生活状況等を詳しく聞き取り、場合によっては市税の減免申請や生活保護申請を進める方、住宅ローンの借りかえを進める方、債務整理や過払い金の返還請求を進める方など多種多様な相談内容となっております。このような社会情勢の中、相談に来られる方はますます増加するものと考えます。

議員ご指摘のとおり、通り一遍の相談ではなく、それぞれの方々に最も適切な対応ができるよう心がけ、市民から信頼の得られる税務行政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市・県民税の申告相談についてであります。現在申告相談は大畑地区が8カ所、川内地区が6カ所、脇野沢地区とむつ地

区がそれぞれ1カ所の会場で実施しております。期間は、2月5日から3月15日までで、例年約1万1,000件の申告相談を受け付けてしております。むつ地区では、本年度より庁舎移転を契機に申告会場を下北文化会館から本庁舎に移し実施しているところです。議員ご指摘のむつ地区においても、申告会場をふやし、市民の皆さんに便宜を図ったかどうかというご提言でございますが、平成17年度まではむつ市役所をメインに中央公民館など6から8カ所の会場で実施しておりましたが、市民の皆様大変なご迷惑をおかけすることは十分承知しておりますものの、たび重なる税制改正による事務量の増加、申告対象者の増加に加え、集会所等では待合室や駐車スペースが狭いこと、さらに確定申告の電子化に伴い、機材設定環境確保の難しさ等が加わり、やむを得ず会場の集約をしてきたところであります。

現在本庁舎で申告相談を実施しておりますが、バス利用の不便を訴える方、昨年の会場より遠くなった、正面玄関から会場までの距離が遠いなどさまざまな苦情が寄せられている反面、駐車場が広く安心して駐車ができ便利になった、待ち時間が短縮された等の利点も伺っております。

申告相談は、所得税と住民税を確定するための大事な業務であり、精度の高い事務処理をすることが税務行政の信頼を構築することにもなります。現在この信頼を構築するためにさまざまな対策を検討、執行いたしておるところであり、確定申告書の提出や申告につきましても、不要と思われる方には翌年から申告が必要ない旨を説明し、また電話や郵送での申告相談にも対応するなど市民の方々の負担が少しでも軽減される取り組みも行っております。

本庁舎での申告相談は、最初の年でありますので、皆様のご意見を拝聴しながら、よりよい申告体制のあり方を検討してまいり所存でありますの

で、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問は順不同になることをお許し願います。

まず、河川行政についてであります。答弁によると、大瀬橋のところ、1メートルの段差があるから階段状態になるという、県のそういう答弁だったということで、これは県の答弁がそうであったということで、ちょっと、そうですかということで引いていい現場なのかなというふうには思っております。やはり長い目で見た場合に、ずっと連続してあそこの部分で段差なく遊歩道が完成すると、大変いい遊歩道になると思うのです。ですから、あそこへ例えば自転車で行ったとして、結局自転車を持ち上げて1メートルの段差を乗り越えなくてはいけない。こういうふうな遊歩道は将来的に見て非常に使いづらいというか、安心して遊歩道を通ることがというか、それで環境だとか川、そういうのをゆっくり憩いの空間として利用する方から見れば大変不便なものになると思いますので、ぜひ市長としてはもっと強くこの段差解消、これ県のほうに要望を出してもらいたいと思うのですが、再度ちょっとそこのところ、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、段差解消ができないという一つの理由でございますけれども、これは事業の目的がございます。要するに川を守るといいますか、川の断面積が重要なポイントになるのです。今大瀬橋の上流側は、現在の川の断面積で十分事が足りると。それを今の下流側の高さまで持ち上げるとすると、背面にずっと用地を取得しなければならない。ということは、今現在ありますあの住宅、葎の湯

さんもありますけれども、その辺の住宅が立ち退きをしなければならないという状況になります。ですから、一つの事業の手法としては、まず河積も、川の断面積も確保し遊歩道もつくるというもので事業を進めておりますので、余分な後ろの土地を買ってということはなかなか事業では進めづらうということ、そういう段差ができたというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 階段ということですが、これは階段でなくてはいけないのでしょうか。例えばスロープ、その幅に沿ったスロープ状というのも考えられないものなのでしょうか、そこのところをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） スロープにつきましては、まだ県のほうとお話はしておりませんので、今後話しさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） それこそ今むつ市が都市計画マスタープランをつくっている最中ですが、その中の意見で、大瀬橋から新小川橋までの田名部川河川敷工事においては環境を保存しながら親水公園をつくってほしいと、アシが生え水鳥が生息する河川敷を市民の憩いの場、散歩エリアとして整備することで住みよいむつ市の実現につながる、こういう意見も出ておりますので、やはり利用しづらい、そういう遊歩道になることはなるべく避けてもらいたいということを要望したいと思います。

次に、同じ川の問題で魚道の件です。ぜひとも私は魚が上っているかどうか、調査を本当に進めてほしいなというふうに思うのです。一応答弁ではいろんな内水面の方と協議をしながら検討するということではありますが、これ15年が経過しております。ある人、地元の方からいうと、ほとんど

上っていないのではないかなというふうな話を聞いております。例えばサクラマスがダムのところまでは行って、その下でうようよしている。うようよして、結局魚道に入るにはそのダムの下から戻らなくてはいけないのですけれども、魚にはやはりそういう行動はなかなか難しいのです、一たん上ったのをまた戻るといのは。残念ながらこのデニール式魚道は、そういう構造になっている、やはりここに大きい問題があるのかなというふうに思うし、何か答弁だと、ヤマメが数匹上っているとかなというふうな答弁もありましたけれども、雨量が多いときでないと、また調査できないものかなどうか。それこそ下でヤマメがうようよしているというのを見ている方もいますから、そういう時期、別に雨が少なくない時期でも遡上する、そういう調査はできるものだと思いますので、そのところの調査、きちんと進めるという形でどのように考えているか、再答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） お答えをいたします。議員ご承知のように、現場は片側ががけ、片側が堰堤と、こうなっているわけです。堰堤の上部は、曲面状態で作業がなかなか困難な場所がございます。一番の問題は、魚道の一番下のところ、魚が入るところなのですが、そこのところに魚が行かないというのが今議員のご指摘のとおりです。それはなぜかといいますと、魚道が川の片側にあるのです。川の西側でございます。したがって、魚は本流の流れの強いところを目指して進むという習性があるそうございまして、それが片側にあるためになかなか魚道には真っすぐ向かっていかないという構造上の課題がございます。ですので、うちのほうとしては、今後その流れを幾らかでも魚道の入り口のほうに向けるための投石やら、流れを変えるための手段を専門家の意見を

聞いて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） それこそサクラマスがあそこの魚道を上るようになれば、川内川が一段と生きた川というふうになりますので、ぜひその立場で努力してもらいたいと思います。

さて、次は市営住宅の問題です。かなり格差があると、それを早期に統廃合という前提で埋めたいということですが、新しく建てて埋めるというふうになると、またこれも長い時間がかかるということで、今1,400万円ぐらいの改修費をぜひとも2,000万円、3,000万円ぐらいに上げて、今回は金谷の屋根修理ですが、例えば窓がまだサッシでない、そういう住宅もたくさんあります。簡単に直せるといいますか、余り投資が必要ない修繕の部分もあると思いますから、そういったところからの改修費も盛って、なるべく冬場、ビニール張らないと、しのげないような、そういうサッシでない窓ぐらいは直してあげるぐらいはしてあげたほうがいいかなというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、市営住宅が大分老朽化しておりまして、維持修繕費は相当かさむことにはなっております。この中で今予算に計上させていただいております公営住宅等長寿命化計画、これを策定する。これを策定することによって、国からさまざまな補助をいただいて、その維持修繕をしていくということになります。これがないと、国は今度補助は出さないよというような方針に進んでおりますので、まずこれをつくらせていただくと、そういうふうを考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） さて、最後大きい問題のほうに移っていきたいと思います。

生物多様性年についてであります。答弁では自然に優しいまちづくりを目指す、これぜひこういう形で進めてもらいたいのですが、再度いろいろちょっと意見をお伺いしたいと思います。

まず、今都市計画マスタープランでもいろいろ表現しているのですが、豊かな農地、豊かな環境を保持、保全していくとか、こういうふうな文言がかなりあるのです。この豊かな自然、市長はこの豊かな自然というのをどういうふうなものを豊かな自然だと思っておりますでしょうか。今むつ市は豊かな自然を保持しているとお思いでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に難しいご質問でございまして、豊かな自然とは何を意味しているのかというふうなことなのではないでしょうか。私は、今この下北半島、むつ市に住んで豊かな自然を享受していると、私を取り巻いている自然が本当に豊かなものだ、こういうふうな思いをいたしております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 東京とかああいうところから比べれば豊かかもしれませんけれども、私自身小さいころから比べると、豊かさはかなり失われてきているのかなというのが実感です。

この前防災調整課のほうで出した防災マップ、これにちょうど私の住んでいる関根のところの航空写真とか載っているのですが、これ見ると本当に愕然としたのですけれども、黒いところがほとんど杉林ですよ、この森林。こんなにも自然林がもうなくなってしまっているのだなというのを感じました。そういう意味では、木はあるけれども、もう昔の木ではない、そういうふうな自然状

況になっているという現状、これはそういうのを知っているかどうかわかりませんが、市長はそれなりに豊かな自然を享受しているという認識だというのはわかりました。

そこで、今生物多様性条約というのは私は前段でも言いましたけれども、毎年毎年絶滅している種があるのです。当然むつ市にもそういう種があります。ということは、それだけ豊かさが失われているということです。ちなみに、世界では1900年には1種だけが絶滅したのだけれども、1975年には1,000種が絶滅、2000年には4万種。私は1960年に生まれましたから、確かにその変化はわかります。私がちょうど中学校、高校のあたりから自然が何かすごく荒れてきたなど、そういうのを感じます。1975年から2000年の間に3万9,000種も、もう種が絶滅している、こういう現状になっているのです。

それで、答弁にもありましたけれども、生物多様性基本法がつくられて、そこでは答弁にあったように、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間活動の縮小による里山等の劣化、外来種による生態系の攪乱等の深刻な危機に直面している、そういう状況に今世界が、このむつ市も少なからず置かれているというふうに私は思っております。余り危機感が市長はないのかどうかわかりませんが、そういう認識に今世界がなっているのです。

ことしは生物多様性年で、それこそもう何万種という種が絶滅しているのをことしまでに食い止めるのだよ、ストップさせるのだよというのがことしの生物多様性年にしたきっかけなのですけれども、残念ながらアフメッド・ジョグラフィという生物多様性条約の事務局長は、国際社会は2010年までに生物多様性の損失を著しくおくらせるという目標を持ってきたが達成できなかった、その原因の一つは、まだ生物多様性という言葉を知らな

い人が多いこと、だけれども、今は認知度は高まってきているから希望を捨てるなというようなことを言っているのです。

そこで、世界はそうだけれども、今度は日本は今絶滅のおそれがある野生生物の数、これが3,155種あるそうです。そこで保護増殖事業をやっているのが2.6%、たった82種のみが増殖事業をやっているのだそうです。その一方、アメリカなんかは、約1,200種が絶滅のおそれがある野生生物の数だけれども、ほとんど100%近い状況で保護増殖事業がやられている。これほど日本とアメリカというのはもう世界的にも格差ができてしまっている。いわゆる日本がかなりおくらしているという現状です。当然アメリカはこういうふうには法律が厳しいものだから、今沖縄で問題になっている普天間基地なんかはアメリカではつくれないのです、厳し過ぎて。野生生物にも飛行機が飛ぶとき配慮しなくてはいけない。そのぐらい厳しいから、沖縄の普天間基地のような基地をアメリカではつくれない、そういう状況になっているそうです。

そこで、こういうふうには絶滅を防がなくてはいけないというのを市長はなぜ防がなくてはいけないというふうにお思いでしょうか。もし考えがありましたら。絶滅をなぜ防がなくてはいけないのでしょうか。市長はどう思いますか、この点。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 絶滅を防ぐというふうなことは、やはり貴重な、人間界だけではなくて、この地球の中での生物体系の中で、それは守っていかなければ、1つが崩れてしまうとみんな崩れてしまうと、生態系ピラミッドというのですか、そういうふうな中でしっかりと守らなければいけないものは守っていこうというふうな思いは私も持っています。

また、先ほど横垣議員が幼いころの話をいたし

ました。私も小さいころは、田名部川でかつての消防署、今大手のスーパーさんがあるあたりでじゃっこ釣り、フナなんか釣った記憶もあります。しかしながら、それは人の営みによって河川が汚れ、メダカなんかもいたように記憶しております。そういうふうなものがなくなったというふうなことは、またこれは人の営みによってなされてきたというふうな事実だと思いますし、またその回復のために下水道を整備していかなければいけないだろうというふうな形の政策もあるわけでありませう。

また一方で、先ほど横垣議員は壇上では、アメリカ頼みの行政を進めていると、政治を進めていると、一方では、その生態系の問題ではアメリカの行政の進め方を非常に賞賛なさっておりましたけれども、そここのところがちょっと理解が今まだできないところがありますので、後ほどそれはお聞かせいただければと、こう思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） それほどやはりアメリカは民主主義が発展しているという、この一言です。

それで、この絶滅はなぜ防がなくてはいけないか。これ市長が言ったとおりで、種というのは、その種だけで生きているわけではないのです。それを食べて、また食べられてという連鎖の中でみんな生き物がある。だから、それが滅びることによって、それに依存している、それによってちょうど数が調整されているのが、莫大にふえてしまったりということがあるので防がなくてはいけない。

もう一つは、これは東大の鷺谷教授が言っているのですが、生命というのは長い時間をかけて今まで生きているということは、それだけいろんな機能を使ってこの環境に適してきた種なのです。だから、どういう機能を持っているかわからない、そういうすばらしい生き物たちなのです、淘汰さ

れてきたものだから。だから、それを絶滅させるということは、その持っている能力というのを我々人間が知らないままにその種を滅ぼしてしまうことなので、これからまだまだいっぱい生物のいろんな特異なもの、すばらしいものが発見されていくと思いますが、それを知らないままに滅ぼしてしまうということは、本当にそういう意味でもかなり科学的というか、技術的というか、そういう面でも損失につながる。逆に我々人類の損失にもつながるといって、その種をやはりきちんと生かさなくてはいけないということ、この2つの点です。我々人間の文化財も保存しているのは、そういう意味でしょう。今まで人間が築いてきたすばらしいものを保存していこうと。それ以上に独自に生きてきた生物の、その種を滅ぼすということは文化財以上に本当に愚かな行為だということか、そういう立場でこの鷺谷東大の教授は言っておりますので、本当に絶滅は防がなくてはならないということだそうであります。

さて、青森県のことをお話していきたいと思っております。青森県のレッドデータブックこの絶滅危惧種の本に掲載されている種は今624、その中でもう絶滅したのは14種あるのですけれども、624種がもう絶滅する状況にあるよということを青森県は2000年につくって発表しているのです。その中で、例えばAランクという一番危険な状況が119種。LPというのは、その地域だけに個別にあるというのが13種あるのですが、その中でむつ市、ちょっと私が調べたもので、はっきりむつ市に生存を確認したという種が8種あるのです。確実にむつ市と記載している。それ以外にもこのAランクの119の種類がいっぱいいるかもしれないけれども、私が確認したのは8種。LPというのは、その地域にしかないものが3種ということで、その地域にしかないというのがそれこそ皆さんが駆除駆除と騒ぐようなツキノワグマも入っ

ているのです。それと、あと大畑の海におりないサクラマス、スギノコと言われている。そして、あと宇曾利湖の酸性に強いウグイ、この3種がそれぞれ世界にここにしかないのです。やはりこういうAランクに載っている8種だとか、このLPの3種、これを保持していくという、これはやはり世界にここにしかないものですから、ぜひ市長としては、こういうものの生息調査をして、何種この絶滅危惧種、県がつくったから、当然県はどこにそれが生きているのかというのはわかるわけですから、県と協力して生息調査をして、この保全というか、そういう方向でむつ市も取り組むべきではないかなと思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） サクラマス、ウグイ、こういうふうなところは私もこれまでこの職についてからさまざまな場面で視察もさせていただいたところもありますし、またそれなりの知識も詰め込んだところもあります。こういうふうなところは、しっかりと守っていかなければいけないと、こういうふうな意識はあります。

ただ、ツキノワグマ、クマの問題、横垣議員がこの部分で本日のこの一般質問、この裏に何が潜んでいるのかなと。もっともっと掘り下げていくと、その種を守るというふうな部分、こういうふうなところはわかります。しかしながら、クマの問題というふうなことになりますと、さまざまな我々人に対する危害というふうなところもありますので、絶滅危惧種だからということで、どんどん、どんどんふえていって、そうするとまたバランスが崩れてくるというふうなところもありますので、この部分については私も研究をさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） それで、キタハウネンエビと

いうのが、これ絶滅危惧種のAランクにある。エビですから、虫みたいな種があるのですが、これが北海道の石狩平野とむつ市、2つの地域にしか生きていないのだそうです、市長。こういう生き物をしっかりと保全していくことによって、地域の観光をPRする格好の材料になるのです、こういうのをきちんと保存しているということは。ですから、さっき言ったようにAランクが8種、この中にキタハウネンエビという、これ本当に貴重な種、こういうのが今取り上げられているのです。むつ市にもいるのです。こういうのをしっかりと生息調査をして、いろんな意味でこれなんか使えますから、PRに、こういうのをやっているよ。大体一般の発想、都会、田舎とかという発想でしか見ないのだけれども、田舎になれば、こういうのをきちんと享受できる、こういう貴重種を。やはりそういう意味でこのむつ市を売り出していくというか、PRしていくという立場も必要ではないかなというふうに思っております。

そして、さっきちょっとクマのことはいろいろ研究してもらいたいというふうに言いましたけれども、そういうクマというのは行動範囲が10キロ範囲なのです、平均して。こういう生き物というのはアンブレラ種ということでとらえられているのです。アンブレラ種、傘、こういう動物がいるおかげで、そのほかの種も同時に保存されると。傘みたいなものだということで、このクマがいることによって、それだけのいろんな種が生存できる環境が守られているのだよという証拠になるという意味でアンブレラ種というふうにとらえられているのです。例えばロシアではトラの生存を確保する、これはロシアのそういうアンブレラ種の一つなのです、トラというのは。そういう種ですから、そういう立場でまた市長、研究してもらいたいなというふうに思います。

さて、こういう生物多様性の問題で、むつ市は

何か計画書とかそういうのを全然つくっていないですよ。ところが、青森県はやはりそれなりに進んでいるのです。いろいろ調べながら本当に關心するのですが、青森県は、例えば環境公共推進モデル事業というので生物多様性型、こういう事業を平成20年度から平成24年に国が50%、県が25%補助しますよと、やりませんかと呼びかけていたのですけれども、むつ市の場合、これ検討した経緯があるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その部分については、担当からお答えさせますけれども、例えば今のお話の中でキタハウネンエビ、これを観光の材料にというふうな、これは私は異論を唱えたいと、このように思います。これは、やはり本当に北海道とむつ市の中でしっかりと守っていかなければいけない。これは本当に希少な種でございますので、それを全国的に発信することによって、雪解けの後に、たまりのところに行って、こういうふうなものがどんどん、どんどん環境が乱されていくというふうな部分も私はあると思うのです。そういうふうなところをやはりしっかりと守っていかなければいけない。だから、こういうふうなところはそっとしておくというの、その種を守るための一つの手法ではないかと、私はこういうふうに思います。

例えば、また話はちょっと違うほうにそれるかもわかりませんが、マツタケがどこどこでとれていると、何とかのキノコがいっぱいあると、こういうふうなことによって、どんどん、どんどん山に入っていくわけです。そして乱掘がされるわけです。さまざまな貴重な山野草、そういうふうなところも、情報を発信することによって山が荒らされてくると、そのもの自体がなくなってしまふというふうなことは、これはこれまでの歴史を振り返ってみれば、下北の山、景観、そういう

ふうなところを見ると、やはりそっとしておくところはそっとしておく必要があるのではないか、種を守るために。そういうふうなところの意識は持っていく必要があるだろうと、このように思います。

クマの部分でのアンブレラ種というふうな部分、なるほどその部分でクマによって守られている種もあろうかと思えます。しかしながら、そのアンブレラから外れた部分については、さまざまな今社会的な被害をこうむっている、人まで危害を及ぼす、そういうところがあるわけですので、こういう話の中では、里山とか里地の問題、そういうふうな問題も非常に広範な議論になってくると思えます。私は今豊かな自然を享受しているという思いでありますけれども、そういうふうなところまで目配り、気配りをした形の中で、また国自体が里山、里地を守っていこうというふうな機運が今出てきております。この機に、国際生物多様性年というふうな機会に、国自体の里山、里地を守っていこうというふうな機運が生まれ、全国にそういうふうな形の中で進んでいきますと、例えばサルの問題、そしてまたクマの問題、全国的にはイノシシの問題、そういうふうな問題もありますので、それらも少しずつ解消されて、我々の今現在非常に大きな負担となっている北限のサル、下北のサルというふうなことも少しずつ改善されてくるのではないかなと。やはりそこには森を育てることも必要だと思えます。横垣議員は、いつも山登りをしているということを伺っておりますけれども、そういうふうなところの思いはかなり重なっているところはあります。自然を守りたいというふうな気持ちは十分私も持っております。その点でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足説明させていただきます。

環境公共推進モデル事業でございますが、このモデル事業の実施要件は4つございまして、1つには保全指標種が生息していること、それから生産基盤整備の受益面積が10ヘクタール以上であること、それから生物多様性確保整備構想が策定されていること、それからその実施体制の確保が見込まれることなどがございます。これらのことから、当市におきましては、現状ではその受益面積等の要件をクリアすることが困難であるということもありますし、また生産基盤整備事業自体が実施されておりませんので、このモデル事業を採択してございません。

なお、本市ではその該当する事業は実施してございませんが、青森県が実施しております農道整備等の事業につきましては、環境公共という観点から事前に環境調査等を実施しております。

- 議長（村中徹也） 5番。
- 5番（横垣成年） 最後、青森県が早速第三次青森県環境計画、これ去年の12月にできたばかり、ほやほやですけれども、早速つくっています。この生物多様性年に合わせたのかどうかわかりませんが、とにかく国のほうではこういう計画をつくりなさいと、努力義務ですけれども、きちんと指示を落としているのです。市町村もつくりなさいと。そこでお聞きしたいのは、むつ市ではこういう計画をつくっていたものかどうか、これを確認させていただきたいと思います。生物多様性の保全、生物多様性地域戦略について生物多様性基本法第13条において、策定において努力義務が規定されているよというふうにきちんと書いてある、努力義務ですけれども。ところが、県はもうつくと、つくっているのです。だから、この格差もぜひむつ市に埋めてもらいたいなと。むつ市もぜひこういう計画を策定して、さっき言った、私も森林保全だとか、そういう保全の取り組みを進めてもらいたいと思いますが、市長、こう

いう計画を策定するお考えはないでしょうか。

- 議長（村中徹也） 経済部長。
- 経済部長（櫛引恒久） 議員ご指摘のとおり、生物多様性地域戦略等々につきましては、都道府県または市町村が国の生物多様性国家戦略を基本として単独または共同して策定するとされ、生物多様性基本法第13条で策定に係る努力義務が規定されております。青森県では、第三次青森県環境計画を策定中でありまして、まだ決定してはございません。ただ、本年度中に決定される見込みと伺ってございます。この計画の実施期間は、平成22年度から平成24年度までの3カ年でありまして、この期間中に生物多様性地域戦略を策定できればと考えているようでございますが、策定できるかどうかはまだ未定であると伺っております。この生物多様性地域戦略の策定につきましては、平成21年9月に環境省より策定の手引きが示されてございますが、地域戦略は農林水産にとどまらず、地域のランドデザインにもかかわる課題であり、すべての部署に及ぶことや、科学的見地からの検討も必要なことから、市といたしましては、野生動植物や希少種の保護に関する意識づくりを進めながら、県等の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

- 議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

- 議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

- 議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇

を求めます。8番浅利竹二郎議員。

(8番 浅利竹二郎議員登壇)

○8番(浅利竹二郎) ご指名をいただきました浅利竹二郎でございます。むつ市議会第203回定例会壇上より一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれましては、特段のご答弁をお願いいたします。

さて、国民から大いに期待された民主党、最近の世評は、自民党もだめだったけれども、民主党もだめだなというところでしょうか。次から次に噴出する政治と金の問題、財政赤字を解消する展望も見えない、国民の政治不信は少しもぬぐえないのであります。特に喫緊の課題であります沖縄の基地問題、5月まで結論を出すと鳩山総理は公言しているのですが、某女性党首を初め世論は百花繚乱の様相で、解決策のない問題について、だれもが満足するベストの解決策を提示せよと言っているようなものであります。そもそも当事者全員が満足する解決策などあり得ないのでありまして、アメリカも不満、日本も不満、沖縄県民も不満、みんなが不満なのだけれども、不満の程度がほぼ同じという当事者全員が同じ程度に不満な解決が落とすところではないかとは、ある言論人の言葉で、三方一両損の精神であります。昨今の中国の台頭、北朝鮮の政情不安の中、日米安保は将来にわたっても日本の安全保障にとって不可欠な条約であって、軽々に政権維持、政争の具として取り扱われる内容ではないのであります。

さて、このような世情にあって、我がむつ市の市民生活はどうか、私の感ずるところ、4項目についてお尋ねいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、今冬の市民生活についてであります。今冬は、大雪にもかかわらず、市民生活には大きなそごを生じることなく推移しましたことは、積雪の状況に

応じて迅速な対応をしていただいた市当局、関係部局各位の真摯な職務遂行の熱意のたまものであり、深く感謝するところであります。

さて、とはこのものの、これだけの大雪でありましたから、市民生活の個々においてふぐあいが生じていたことは容易に推察できるところであります。そこで、今冬の雪に対して市民の皆様から寄せられた声や私なりの感想を交えた3点につきお尋ねいたします。

1点目は、除排雪作業、その他雪に関する市民の声についてであります。市民生活の中で今冬の雪に関しては、市民からの要望、苦情等は直接ないしは町内会等からも寄せられていることと思えますが、私が把握しているところの内容の一端を披瀝させていただき、今後の市民生活の改善に供していただければ幸いです。

まず、例年にない大雪ということもあるでしょうが、市内全般で聞かれることは、除雪作業が雑であるという声であります。今冬に限って何か原因があるのでしょうか。

次は、国道とそれに接続する県道、市道、農道等のつなぎ目の部分に除排雪で置き去りにされたかたい残雪があり、時として朝の出勤、通学、通院等に支障を来す場合があるという声であります。取り残された残雪を乗り越えようとした軽自動車が、いわゆるねっこまってしまった状態になり苦慮したという声も聞かされました。

次は、歩道の除雪が追いつかないということでもあります。地域によっては有志の皆さんの協力で歩道の除雪が行われる場合もあります。それにしても、除雪後ただちにとはいかず、特に大湊地区のように道路の歩道が傾斜に面しているところでは、歩道から車道に滑り落ちる懸念があります。冬期間の歩道確保は急務であります。

次は、市街地内で交差する道路の角部分に除雪後の雪が積まれ、左右の見通しが悪くなり、車対

車、車対歩行者間の交通不安が生ずるということでもあります。角の部分ブルドーザーでもう一押しする配慮によって視界不良が解消され、地域の交通障害が大幅に改善されるものと考えます。

次は、余り交通量の多くない裏道の地域や、北側に面し日が差さない箇所での道路部分では残雪が多く見られ、それがぬかるみ状となって車や歩行者の交通障害となっているということでもあります。適宜適切な除排雪が望まれます。

次は、道路に面し、廃屋化した建物が、この大雪のため倒壊し、あわや大惨事となりかけた事例であります。2月24日の夜9時ごろ、パトロール中の大湊消防署消防車が、雪の重みで倒壊した家屋の破片や落雪が道路の一部に散乱している状態を発見、関係先に通報後、ただちに応急措置をし、危険、注意の表示とロープでバリアを施してくれました。歩行者、車、隣家等への被害はなかったとのことですが、不幸中の幸いでありましたが、事故が起きてからでは遅いのであります。転ばぬ先のつえとして高齢化、空洞化する社会現象を先取りする施策が求められます。

以上は、今冬の雪に関する市民の声や私なりに感じたことの一部であります。これら市民の声について市長はどのような所見を持たれたのかお尋ねいたします。

2点目は、除排雪後の投棄場所の確保についてであります。今冬のような大雪の場合、各家庭においても雪の捨て場に苦慮している状態にあります。特に融雪溝が整備されていない地域での投棄場所の確保は切実な問題であります。除雪車による作業でも近隣に投棄場所がないためか、最小限の除雪で済ませているのではと危惧する場面も見受けられます。現在海や河川には雪を投棄できないということですが、市では投棄場所確保についてどのような基準や方針で臨んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目は、高齢者世帯や障害者世帯に対する除雪支援についてであります。ことしのような大雪では、大の大人でも除雪作業には難渋いたしました。ましてや高齢者世帯や障害者世帯では手に負えるものではありません。

さて、これらの社会的弱者に対し、冬期間の除雪ボランティアを募るというパンフが市政だよりに折り込まれていました。自分のことだけで精いっぱいという状況の中でボランティア活動に積極的に参加しようとする市民の皆様にはまことに頭の下がる思いであります。そこで、除雪ボランティアの活動状況全般についてお尋ねいたします。

質問の第2は、市内高校新卒予定者の就職内定状況と下北、むつ市の雇用拡大の展望についてであります。昨今の景気低迷により全国的に求人現状は厳しいとの認識のもと、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、市内高校新卒予定者の就職戦線の状況についてであります。マスコミ等の情報によりますと、昨年12月末現在の新卒予定者の内定率は全国で74.8%、前年同期比7.5ポイント減、青森県内での内定率は、就職希望者4,312人中の69.7%、前年同期比8.6ポイント減にとどまっているとのことでありました。

さて、むつ市内各高校の現状はいかがでしょうか。高校別の県外、県内、市内希望者を含めますが、就職希望者数と内定状況についてお尋ねいたします。また、地元高校生に対する求人要望等どのような傾向が見られるのか、今年の就職戦線全般について所見があればあわせてお尋ねいたします。

2点目は、中小企業へ運転資金を融資する特別保証制度の利用状況についてであります。この制度は、新卒者の雇用確保と地域経済活性化の潤いを図るねらいが制度の目的でありましたが、制度の概要と利用状況についてお尋ねいたします。

3点目は、下北・むつ市企業連携協議会主催の第2種放射線取扱主任者講習会の現状についてであります。1月24日、東奥日報に、地元企業の技術力を高め、原子力エネルギー関連事業者からの業務受注を目指す下北・むつ市企業連携協議会会長、宮下むつ市長が23日、同市役所で協議会初の事業となる第2種放射線取扱主任者の受験対策講習会を開いたとの記事が掲載され、続いて原子力関連施設に就職を希望する市内高校生を初め建設、管工事、電気工事などの業者44名が参加して、内野克彦講師が放射線の基礎について講義した云々と記されておりました。

さて、現在下北半島は、原子力関連施設が集中し、関連施設のメンテナンス業務への参入、それらに関連した求人環境等有利な条件に恵まれているにもかかわらず、実績として結びついていないのが実態であります。これらの実態を憂慮し、これはとりもなおさず参入に必要な有資格者をむつ市主導で養成し、将来の雇用拡大、地域経済発展に結びつけようとしたのが今回の講習会の発端であったと認識しております。自治体主導で積極的にこのような講習会を開催したのは全国では初めてではないかと講師の先生が言っておられましたように、自治体が積極的姿勢を示したことで高校生や企業の認識も改まり、今回の講習会参加の運びとなりましたことは、まことに喜ばしい限りであります。

さて、この講習会の講習日程の概要、受講者の構成及び意識、熱意等講習全般にわたる現状についてお尋ねいたします。

質問の第3は、医療費削減の方策としてのジェネリック医薬品の普及についてであります。私は現在協会けんぽの健康保険を利用しております。先日封書で、4月1日から保険料率が8.21%から9.35%にアップしますとの通知があり、同封で極力ジェネリック医薬品を使用しようという案

内も入っておりました。そして、ある月にかかった薬代の実績が例示されており、あなたは3割自己負担で3,240円を支払っているが、ジェネリック医薬品を使用しますと1,400円、約45%ですが、の軽減額が見込まれますよと記してあるのであります。単純にこの算式でいけば、ジェネリック医薬品の普及によって医療費、薬代の大幅な軽減が図られるのかなという思いがいたしました。高齢化社会の中で増大する医療費の抑制は大命題であります。医療費がかさむと健康保険料もアップするという構図の中で、次の3点につきお尋ねいたします。

1点目は、ジェネリック医薬品とは何かについてであります。協会けんぽが盛んにジェネリック医薬品を使いましょうと宣伝しているということは、厚生労働省の強い指導のもと行われていることと考えられます。また、そのことからして、国民健康保険でも同じ対応であろうと推察いたします。

さて、同一成分、同一効能で安いということがうたい文句であります。そもそもジェネリック医薬品とは何か、そして近年とみに宣伝されることの背景等についてお尋ねいたします。

2点目は、ジェネリック医薬品の普及を阻害する要因についてであります。2002年10月から70歳以上の高額所得者の医療費自己負担が1割から2割に引き上げられ、また健康保険加入のサラリーマン本人の自己負担が2割から3割に引き上げられたことは承知のとおりであります。私が通院した場合、病院、薬局窓口での支払いは通常病院の診察料1の割合に対し、薬代はおおむね2の割合でありますから、窓口で支払う医療費の自己負担分に占める薬代の比重は大きいものがあります。

さて、それでは同一成分、同一効能なら安いほうがよいということになりますが、患者としてはジェネリック医薬品の知識もないことから、医師

の書いた処方せんどおりの薬を飲むしかない実情にあります。お医者さんのほうで積極的にジェネリック医薬品を使用しましょうと言っていたのがベターでありますけれども、どうもそんな雰囲気でもありません。医者として使用をちゅうちょする何かがあって普及がはかばかしくないのであれば、考えられる阻害要因は何かについてお尋ねいたします。

3点目は、高齢化社会でふえ続ける医療費を削減する方策としてのジェネリック医薬品の普及拡大についてであります。高齢化社会が顕著になり、医療費を初めとした社会保障費が国家財政を圧迫している現在、医療費の削減は喫緊の課題であり、むつ市の国保会計にとっても論をまたないところでありましょう。同一成分、同一効能の安いジェネリック医薬品を使用すれば、その分患者の自己負担分が少なくなり、当然国保から医療機関に支払われる金額も少なくて済みます。このことは、家計を大きく圧迫している国民健康保険料の削減にも結びつくものと考えられます。

さて、医療費削減が迫られる厚生労働省、県、地方自治体が幾ら笛をふいても現場のお医者さんや医療関係機関の理解がないとどうにも普及のめどは立たないのであります。そこで、ジェネリック医薬品の普及拡大を図るうえで市民への啓蒙、医療関係者の理解が得られやすい診療報酬体制の確立等どのような環境整備を施しているのかお尋ねいたします。

質問の第4は、桜の開花を阻害すると言われるウソの撃退法についてであります。大雪もようやく峠を越え、春の息吹が感じられるきょうこのごろ、あと一月もすれば桜の声も聞こえようかと待ち遠しい限りであります。さて、質問の最後は、何かと暗い世相にあって、せめて桜の開花でも話題にしてみようと考えました。

1点目は、今春の開花予想についてであります。

むつ市内、花見会場とおぼしき箇所は、旧町村を含めるとかなりの数に及ぶことでしょう。暖冬予報が大雪に変わった異常気象、今の段階での開花予想は至難のわざかもしれませんが、市民に夢を、市内花見会場の開花予想をお尋ねいたします。外れたからといっても、だれも恨みはいたしません。

2点目は、桜の開花を阻害すると言われるウソと、その信憑性についてであります。せっかく待ち望んでいた花見も葉桜状態で、楽しみ半減の年が往々にしてあります。ウソにやられたと、うそみtainな話にがっかりですが、桜の開花を阻害する主たる要因は何か、ウソの話の信憑性についてお尋ねいたします。

3点目は、一市民が試行錯誤を重ね考案したウソ撃退法の活用についてであります。カラスの撃退には間違いなく効果ありと自信を持ってのたまう御仁がいます。試行錯誤を重ねながら考案したとのことで、カラスの撃退では大いに実証効果があったようであります。大まかな構造は、黄色のプラスチック板に反射銀紙を張りつけ、下には釣りの鉛をおもしとして用い、安定と回転を助けるというごくシンプルなものであります。なぜ鉛かといいますと、昔の銅像には鉛と砒素の成分が若干含まれていたらしく、その銅像には鳥が寄りつかなかつたと文献に書いてあったことからヒントを得たようであります。鉛といっても、釣りに使うごく小さなおもりで、人体への影響は考えられません。黄色をカラスが嫌うことは実証済みだそうです。実物はこれです。議長のお許しを得て、議場内に持ち込ませていただきました。

さて、カラスに効果があってもウソにはどうか問題であります。花見を楽しむ市民のため、試験的につるしてみたらどうでしょうか、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、大きくは4項目につき壇上よりの質問といたしました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、今冬の市民生活についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の除排雪作業、その他雪に関する市民の声についてのご質問であります。昨年の12月中旬から本格的に降り続いた雪は、1月15日にはむつ観測所で73センチメートルの積雪を観測しております。その後気温が上昇して雨となり、再び寒気が入るといった悪循環から、毎日のように除雪車が出動するというような状況が続き、市道と言わず生活道に至るまで、降雪、ぬかるみの繰り返しに作業が追いついていけなかったことは否めないところであります。除排雪延長や機械台数は昨年度と大きな違いはなかったわけですが、4年ぶりの豪雪と目まぐるしく変わる気象状況への対応に限界があったと認識いたすところであります。

また、国道、県道と市道の交差点に生じる雪山につきましては、除雪頻度及び時間の違いによるものであり、市道除雪で対応することは困難なことから、地域のボランティアに頼らざるを得ないものと考えております。

ほかに、道路の交差点の角の雪、交通量の多くない裏道や北側の道路については除雪方法等を検討するとともに、状況に応じて排雪を行うなどの対応で通行の安全に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

2点目の除排雪後の投棄場所の確保についてのご質問であります。市道や生活道のような住宅密集地帯の除雪においては、除雪した雪を一時的に

ストックするための堆積場所が必要不可欠であります。堆積場所の確保については、市並びに除雪業者が従来からの利用実績を踏まえ、所有者のご厚意でお借りしてきております。しかしながら、近年住宅建設や諸般の事情から堆積場所として利用できなくなるケースも出てきていることから、極力それにかわる堆積場所を確保して除雪を行うように努めておりますが、どうしても確保ができない場合は除雪が困難となることから、排雪路線として路面状態が著しく悪化したときに排雪をする手段もっております。

また、最終の堆積場所につきましては、特に基準はございませんが、広大なスペースが確保できる大湊港の大平岸壁の一部を県から借用して使用しております。

次に、ご質問の3点目、高齢者世帯や障害者世帯に対する支援についてであります。これにつきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、市内高校新卒予定者の就職内定状況と下北、むつ市の雇用拡大の展望についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、市内高校新卒予定者の就職戦線の状況についてであります。一昨年秋の米国発の世界同時不況で国内の雇用は不安定な状態が続いており、むつ下北地域も例外ではありません。金融機関の景況レポートによりますと、平成21年10月から12月期の中小企業景気動向調査では、国内景気は持ち直してきてはいるが、自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとしており、平成22年1月から3月期の業況は、冬期間に入り個人消費が落ち込むとの見通しから、地区経済は縮小するとの見方をしております。

企業では、こうした消費者動向等を受け、収益上昇の兆しがようやく見え始めても、先行きが不透明なため、新たな雇用に踏み切れないという苦

境や起業家マインドが広がっており、例年に比べて就職が困難な状況になっているものと考えております。

ご質問の市内各高校別就職希望者数と内定状況及び求人要望等の傾向についてと、2点目の新卒者を新規採用する中小企業へ運転資金を融資する特別保証制度の利用状況については、担当部長から答弁をいたします。

次に、ご質問の3点目、下北・むつ市企業連携協議会主催の第2種放射線取扱主任者講習会の現状についてであります。本市の経済、雇用情勢は依然として厳しい情勢にあり、産業の振興と雇用の場の拡大を市政の最重要課題と位置づけ、強い決意を持って取り組んでいるところであります。このような中で、活力あふれる産業、雇用の実現を図っていくためには、農林水産資源や全国的にもまれなエネルギー分野のポテンシャルなど、本市の持つ地域の優位性や可能性を生かした元気な産業づくりを推進していくことが重要であると考えております。このため市では、下北・むつ市経済産業会議のご意見をもとに産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実にするための取り組みとして、昨年11月に下北・むつ市企業連携協議会を立ち上げたところであります。現在協議会の加盟企業数は61社に上り、産業振興策に関する一般知識を深める講習や原子力発電施設等において作業従事するうえで必要となる第2種放射線取扱主任者受験対策講習の開催など、具体的な事業を進めております。

この第2種放射線取扱主任者受験対策講習会は、本年1月23日に開講し、8月までの毎月1回、土日の2日間を利用して、延べ16日間の講習期間となっており、2月末現在の受講者数は、20の企業から43名、個人が3名、高校の1、2年生が9名の合計55名で、当初計画した人数より大幅に上回り、本講習への関心の高さに意を強くしている

ところであります。特にむつ市の将来をつくる人材である高校生の受講者は、それぞれの夢や志を現実のものとするため、自らの目標に向かって積極果敢に挑戦し、新しいむつ市を切り開く原動力となってもらいたいものと大きな期待を寄せております。市といたしましては、地域産業の担い手として家庭、学校と産業界との連携を一層深め、持続的、継続的な取り組みを引き続き展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、医療費削減の方策としてのジェネリック医薬品の普及についてのご質問にお答えいたします。平成20年度のむつ市国民健康保険における総医療費は58億1,880万円で、このうち調剤費は11億5,840万円、19.9%を占めております。被保険者の高齢化、疾病構造の変化並びに医学医療技術の進歩等により、医療費の増加傾向は今後も続くものと予測されることから、医療保険者にとって医療費の適正化が重要な課題となっております。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比較して薬価が低いことから、この使用は国保財政の歳出削減効果があることはもちろん、患者負担の軽減にもつながることから、昨年10月の被保険者証の更新時にジェネリック医薬品希望カードを全世帯に配布し、使用促進を働きかけております。また、今後も市政だより及びホームページ等により随時情報提供を行い、使用促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、ジェネリック医薬品の詳細及び普及が進まない要因等につきましては、民生部長より答弁いたします。

次に、ご質問の第4点目、桜の開花を阻害と言われるウソの撃退法についてお答えいたします。なお、お尋ねの第1点目、今春の開花予想についてであります。議員ご承知のとおり、市内の桜の名所としてはむつ地区では早掛沼公園と水

源池公園、脇野沢地区では愛宕山公園、大畑地区では新名所として来さまい大畑桜ロードなど、合わせますと6カ所の桜の名所がございますが、いずれの公園においても標準木を定めた桜の開花予想はいたしておりません。なお、むつ桜まつり会場の早掛沼公園と水源池公園におきましては、公園全体の桜を観察し、咲き始めた時点で開花日としており、ここ数年水源池公園では4月21日前後、早掛沼公園では4月25日前後に開花しているようであります。

2点目の桜の開花を阻害すると言われるウソと、その信憑性についてであります。開花を阻害する要因としては、老木や病虫害等によるもののほか、ウソによる花芽の食害が考えられます。ウソは、北からの渡り鳥で、9月上旬ごろから見られ、高地で生息しているものの、冬に入り山での採餌ができなくなる1月から3月ごろまで里に飛来し、桜の花芽を好んで食すとされております。これは、ウソが花芽を食べた際、殻が地面に落ちることから確認されるもので、ウソによる食害の信憑性はあるものと考えております。市では、臨時職員等を配置しながら、ウソ追いに努めておりますが、人の気配がなくなれば飛来し、花芽を食べているようであり、今冬も一部食害が確認されております。

次に、3点目の一市民が試行錯誤を重ね考案したウソ撃退法の活用についてであります。議員お話しの方が12月に来庁し、ご本人が考案したウソ撃退器具10組をご提供いただいております。早速水源池公園管理棟付近の桜の木10本に試験的に設置し、観察しておりますが、食害の跡も見られず、まずまずの効果が得られたものと見ております。しかし、ウソの被害については、まだ気の許せない状況にありますことから、今後も観察を続け、効果を確認してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 今冬の市民生活についてのご質問の第3点目、高齢者世帯や障害者世帯に対する除雪支援について、市長答弁に補足させていただきます。

ご質問は、除雪ボランティアの活動状況全般についてということでございますが、まずは市の事業からご説明いたします。市では、高齢者のみの世帯で除雪が困難と思われる世帯につきましては、生活道路の確保を目的とした軽度生活援助ホームヘルプサービス事業を実施しております。本事業は、有料でございますが、時間帯により異なりますが、30分単位で900円から1,200円の経費のうち、200円から300円の個人負担をお願いし、残りを市が負担するという形で除雪の支援を行っております。そして、この軽度生活援助ホームヘルプサービス事業では実施できない部分、例えば若い世代で障害をお持ちの方の自立支援等につきましては、ボランティアによる除雪の支援活動を利用させていただくこととなります。

ボランティアによる除雪支援につきましては、その取りまとめ、申し込みはむつ市社会福祉協議会が担当しておりますが、その内容について申し上げますと、現在の登録者数は143名で、内訳は海上自衛隊員の方が75名、むつフレンドリークラブ会員の方が29名、民間事業者の方が7名、一般市民の方5名、社会福祉協議会職員27名とのごとでございます。ボランティアの活動時間は午前9時から午後4時までの間となっており、活動日についてもボランティアの方によってまちまちであり、休日指定や、逆に平日指定等さまざまであるとのことで、実際の利用に際しましては、各ボランティアとの調整を行ったうえでの利用となります。

活動実績につきましては、平成20年度は暖冬の影響もあり利用者がございませんでしたが、平成

21年度につきましては、2月8日までに6世帯の利用があり、ボランティアの延べ人員は23人とのことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市内高校新卒予定者の就職内定状況等市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、市内高校新卒予定者の就職内定状況についてでございますが、むつ管内の平成22年3月卒業予定の生徒数は、むつ公共職業安定所によりますと、大間高等学校を含め744名、そのうち就職希望者数は2月末現在で216名となっております。市内の高校別では、田名部高等学校の就職希望者数は44名で、内定者は35名。35名の内訳は、県内13名、県外22名であります。大湊高等学校の就職希望者数は47名で、内定者は43名。43名の内訳は、県内25名、県外18名であります。むつ工業高等学校の就職希望者数は97名で、内定者は97名。97名の内訳は、県内32名、県外65名となっており、全体では就職希望者数が188名に対し、内定者は175名で、175名の内訳は、県内70名、県外105名、まだ就職先が決定していない生徒数は13名となっておりますが、各学校の熱意とご努力で就職内定率は93.1%と徐々に上がっております。

地元高校生に対する求人要望等でどのような傾向が見られるのかというご質問ですが、例年に比べて特別な傾向といったことは見られないものの、今年度は先ほどの市長答弁にもございましたが、先行きが不透明なため、企業は新たな雇用に踏み切れず、全体的に求人数が激減しているということがございます。

また、就職の厳しさから、当初の就職希望者でも進路を進学に移行させた生徒が多く見受けられるのが特徴的と考えております。

次に、ご質問の2点目、新卒者を新規採用する中小企業へ運転資金を融資する特別保証制度の概要と利用状況についてでございますが、このむつ市中小企業融資特別保証制度は、むつ市独自の融資制度で、市内中小企業に対し、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図ることを目的としており、市内銀行へ裏づけ資金を預託し、保証料を市で負担するという制度でございます。1月現在で小口資金が166件、消化率では86.6%で、前年比63.7ポイントの増、活性化資金が54件、消化率は74.2%で、前年比49.3ポイントの増となっております。また、保証料については第3・四半期で226%と予想以上に利用が増大していることから、今定例会においても不足分の補正をお願いしているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ジェネリック医薬品の普及についてのご質問の市長答弁に補足説明させていただきます。

ご質問の第1点目、ジェネリック医薬品とは何か、そしてその使用促進の背景等についてでございますが、まずジェネリック医薬品とは製薬会社が開発した先発医薬品の特許が切れた後に別の製薬会社が同じ有効成分でつくる医薬品のことで、後発医薬品とも呼ばれております。医師が発行する処方せんに先発医薬品の名称が記載されていても、処方せんの後発医薬品への変更不可の欄に医師の署名がなければ、その処方せんを受け取った患者の希望や調剤薬局の判断でジェネリック医薬品に変更することが可能となっております。ジェネリック医薬品は、開発コストが抑えられるために、一般的に薬価は先発医薬品の7割から2割となっていることから、医療保険財政健全化のための医療費適正化と患者負担の軽減を図るため、厚生労働省では平成24年度に数量ベースの使用率

30%を目標とし、後発医薬品調剤体制加算等の促進策を実施しておりますが、平成21年4月から10月までの全国の使用率は18.6%、青森県においては20.6%にとどまっております。このため平成22年度の診療報酬改定及び療養担当規則等の改正により、なお一層の促進策を実施する予定でございます。

次に、ご質問の2点目、ジェネリック医薬品の普及が進まない要因についてでございますが、まず医療関係者の間で、主成分が同じでも添加物等の副成分や製造工程等の違いにより先発医薬品と同じ効果が得られないという品質に対する不安があること、また採算性の問題等から短期間で製造中止になったり、発注から納品までに時間がかかることがあるなど安定供給の問題、さらに医薬情報担当者が少ないこと及び情報の蓄積が少ないことからくる医薬品情報の不足等ジェネリック医薬品使用のリスクが解消できないことが主な要因と考えられます。

ご質問の第3点目、ジェネリック医薬品の普及拡大の取り組みについてでございますが、まず厚生労働省では、平成22年度の診療報酬改定におきまして、数量ベースの使用割合に応じて薬局において調剤基本料を加算するほか、療養担当規則等において、医療機関に対しては保険医は投薬または処方せんの交付を行うに当たって後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供することなど、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない旨を規定するなど、使用促進のための環境を整えております。

また、市といたしましても、国保の被保険者に対してジェネリック医薬品希望カードを配布するほか、パンフレット、市政だよりなど随時情報提供し、使用を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問等をさせていただきます。

まず、今冬の市民生活についての1点目、除排雪その他市民生活の市民の声ということで要望させていただきます。

まず、ことしは関係者の真摯な対応によって大きな混乱もなく推移しましたこと、まことに喜ばしいことであります。今後とも改善、解消等に市民の声を反映させるよう意を用いてもらいたいと思います。

1点だけ要望させていただきます。持ち主とか責任者の所在が確認できない空き家等で、道路に面し、雪の重さで倒壊または屋根からの落雪により通行中の人、車に対する被害が予想される箇所については、関係部署等の連絡を密にし、十分な危険回避の手だてを講じていただきたい。この件につきましては、強く要望させていただきます。

2点目の投棄場所の確保の件でございますが、地域によっては私有地を借り上げて、その分固定資産税を減免するという町村があるやにも聞いておりますけれども、そこら辺の対応はいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（対馬映子） 2点目の固定資産税の関係、減免の関係ということでご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、雪の投棄場所として私有地を提供した場合、その土地の所有者に対して固定資産税の減免措置を講じている市町村があるが、むつ市ではこの点をどのように考えているかとの趣旨と受けとめました。この件につきましては、平成18年の12月定例会でも同様のご質問がございまして、その際に青森県内でも積雪の多いと思われる青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、つがる市、平川市の6市に対しまして、実態調査を行った経

緯がございます。その結果は、青森市と五所川原市の2市のみが積雪による生活道路確保のために余儀なく町内会が私有地を借用して雪の投棄場所を設置した場合に限って土地の所有者に対する固定資産税の減免措置を講じているとのことございました。

その内容について、具体的に申し上げますと、町内会と土地の所有者との間で土地使用貸借契約が締結されていることが条件となっており、貸付期間はおおむね12月1日から3月31日までとし、投棄場所部分の面積にかかる翌年度の固定資産税の3分の1を減額するというものでございます。このたびその後の状況を把握するために、再度6市に対しまして聞き取り調査を行いましたところ、前回同様2市だけが減免措置を継続していましたが、他の4市につきましては、制度化は予定していないとのことございました。

また、固定資産税の減免は原則的に著しく担税力が乏しくなった場合に適用されるものでありますことから、むつ市におきましても、これら4市と同じく现阶段での制度化は予定していないところでございます。しかし、今後県内他市における状況、さらには市民あるいは町内会からの要望や実情等で本件に係る制度化の必要性が高まった場合には、検討いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） よろしく願いいたします。

3点目の高齢者世帯等に対する除雪支援等に対する件ですが、これは要望させていただきます。災害対策の場合、いつもぶつかる障害は、個人情報の問題であります。社会的弱者に対しましては、トータルとして、例えば生活保護のケースワーカーとか、そういう組織網との連携を、セーフティネットの連携をさせていただいて、温かい目に対応いただくことを要望させていただきます。

次に、大きい項目の2点目、市内高校新卒予定者の就職等その他についてでございますが、内定を得られなかった者が十何名いるということなのでございますが、卒業後のフォローについてはどのような考慮をされているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

地元就職を希望する新卒者で内定を得られない者にはどのようなフォローをするかということでございますが、市といたしましては、学校や企業を交えて協議しておりますむつ下北地区雇用対策協議会等を通じて、この就職については協力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） 卒業したら終わりということではなくて、市としても学校側と協力していただいて、卒業後のフォローについてもよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の特別保証制度の利用状況については、要望させていただきます。県は、今春卒業予定の高校、大学生等からの県内雇用促進特別支援枠の受け付けを開始するという報道がされてありました。制度が確実に雇用に結びつくように、産官学の連携を緊密にさせていただいて、制度の実を上げていただくことを要望いたします。

3点目の第2種放射線取扱主任者受験対策講習会の現状に対する再質問でございますが、高校生の知識、能力をもってすれば、もしかすると第2種の放射線の資格は何とか何割かは可能ではないかというような気がしますが、やる気のある高校生が出てきているということでもありますので、原子力関連のその他の資格の講習の開催は考えているのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

原子力関連施設の集積が本格的に進展しております六ヶ所地域及びむつ下北地域にとりましては、これら施設の建設やメンテナンス業務は地元企業にとって大きなビジネスチャンスであると受けとめておりますが、企業からは業務の受注に向けて必要な資格は何かあるのか、我が社の技術で大丈夫なのか、放射線についての知識が欲しいなど多くのご相談を受けてまいりました。このことから、地元企業が抱えるこれらの課題解決のため、先ほどお答えいたしました第2種放射線取扱主任者受験対策講習の地元開催をスタートさせたわけではありますが、さらに質の高い人材育成、技術力の向上と地元での一層の雇用拡大を図るため、原子力発電施設等の機器、施設等の検査に使われる非破壊検査について、実習を通じて基礎的な検査の手法、技能を習得する非破壊検査講習の新年度実施に向けて準備を進めているところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） この件について、再度お尋ねいたします。

今言われました放射線、それと非破壊検査、これらの資格なのですけれども、最終的にはこの資格が原子力関連施設等への就職活動に有利に結びつく、そういうことが究極の目的であると思えます。それで、市として原子力エネルギーの事業者等へのルートの開拓、就職、仕事、その他ルートの開拓を積極的に行動する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） このルートの開発というふうなことは、私も常々事業者等、また関連企業等には地元雇用というふうなことでお願いをしている経緯がございます。やはりそのためにも雇用を、

そこの部分でしっかりと確保するためにもさまざまな技術力を持っていただく、資格を持っていただくというふうな今回のその第2種放射線取扱主任者受験対策講習、それからこれから考えております非破壊検査、そういうふうなものの技術力をまずテクニクとして、資格として企業の方々に身につけていただく、そしてそういうふうな熱意を行政自体が持っている、企業自体もそれほど意欲を持っているというふうなことを事業者側に伝えることによって、あっ、むつ市の企業はそういうふうな素晴らしい技術力を持っている社員を抱えている企業、これこれ、これこれあるのだなと、そしてまた行政もそれをバックアップしているのだなと、そういうふうな熱意を伝えることによってしっかりと雇用が確保されていくものと私は確信をしております。

また、今年度、その原子力関連の就職の状況を見ますと、これまでにないほどの採用状況に高校生等がなっております。原子力発電関係の事業者、それから研究機関、地元の子供たちが非常に興味を持ってきているということで、研究機関からの採用の報告もありました。私に直接そういうふうなことで報告に来た研究機関の長もございました。また、分析関係だとか、それから検査関係、そういうふうな形の中で、平成21年度の原子力事業関連の内定した方々が16社、30名近くになるというふうな報告も受けているわけです。そういうふうなことで、やはり企業がこの地元にしっかりと目を向けてもらいつつあると、それがやはりこういうふうな形の中で生まれてきた成果であると、私はこういうふうな思っておりますので、さまざまな資格を取っていただき、特に高校生は3年生の段階でなくて、1、2年、浅利議員もオープニングの日にご出席をいただきましたけれども、高校生、学生服の子供たちが8人でしたでしょうか、そのくらい参加しているというふうなこ

と。子供たちにとってもこの資格を取っていただいて、地元の企業、近場の原子力産業企業に就職、雇用されるような体制をとっていきたく、私はこういうふうに思いますので、よろしくご理解のほど、ご支援のほどもお願いしたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） 市長自ら、市長というか、市が積極的にこの原子力関連に参入するための資格講習会とかということをやっていることに対しては深く感謝を申し上げます。

それで、要望させていただきます。まず、地域が元気であるためには人が集まらないといけないわけであり、人が集まるためには仕事がないといけない。若い者が定着する、魅力あるむつ市づくりを目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。要望しておきます。

次に、3項目めの医療費削減の方策としてのジェネリック医薬品普及についてでありますけれども、1点目のジェネリック医薬品に対する再質問です。薬品名が違って同一成分、同一効能という薬品のリストアップとか、これ簡単に今の時代できると思うのですけれども、例えばパソコンとかで打つと。また、価格設定は安いといいながらも、下限というのか上限というのか、そういう制限はないのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

同一成分、同一効能の医薬品のリストアップはできるのかというご質問ですが、日本ジェネリック医薬品学会等のホームページで検索が可能でございます。また、価格につきましては、厚生労働省が一定の算定方法で算定した薬価により患者の

一部負担金及び保険者負担が決まることになっております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） わかりました。それで、ジェネリック医薬品に対して、効能に不安を持つ医者とか患者等もいると思うのですけれども、やすかろう悪かろうのイメージを払拭するために今どのような手段を講じているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ジェネリック医薬品の品質等につきましては、まず厚生労働省が審査いたします。先発医薬品と同等の効果があると認められたものが薬価基準に収載されるとなっております。また、後発医薬品の試験結果等を独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページで公表し、その信頼性の確保に努めているところでございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） 3点目のジェネリック医薬品普及拡大についての質問なのですけれども、私が調べたというか、見たデータによりますと、国立とか県立等公的病院でのジェネリック医薬品の使用状況がどうも消極的であるという数字が載っておりました。では、むつ総合病院の場合はどうでしょうか。また、医師会、その他関係医療機関との間でジェネリック医薬品普及について意見交換等の機会はあったのか、またこれからどうなのかということについてお尋ねします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 個々の医療機関のデータはございませんので、比較はできないと。我々としては、公立病院だからジェネリック医薬品の使用に消極的だとは考えておりません。

なお、今後医師会、薬剤師会との意見交換ですけれども、今その部分はやってございませんので、これからはこの機会を、こういうふうな機会をと

らえまして、後発医薬品の使用促進について協力を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） それでは、ジェネリック医薬品全般の普及についての要望をさせていただきます。

まず、平成20年度のむつ市の国保会計では、先ほど言っていました総医療費が約58億円、そのうち調剤費、薬代が11億円ということで、おおむね20%を占めているとのことでした。国保会計の歳出削減の効果の観点からも、医師会及び薬剤師会とも緊密な連携を図り、ジェネリック医薬品の普及に努力していただきたいと要望しておきます。

次は、桜の開花を阻害するウソの話について、全般的に要望させていただきます。市では、私がお話を伺いました市民の方から試作品をお借りして、既に12月から宇田水源池公園の桜の木で実験中ということでありました。前向きに対応していただきありがとうございます。間もなく効果も実証されることでしょうか、花見を楽しみにしております。

なお、2月20日、東奥日報の夕刊に、弘前市では弘前公園を中心にカラス被害に遭っているとの記事が掲載されておりました。この制作者の市民は、いつでも提供しますと言っておられますので、市でもし仲介とか紹介していただけるのであれば、いつでもお受けしますということですので、つけ加えておきます。

以上でむつ市議会第203回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。26番齊藤孝昭議員。

（26番 齊藤孝昭議員登壇）

○26番（齊藤孝昭） むつ市議会第203回定例会に当たり一般質問を行います。今回は、行政経費の節減について、ふるさと納税について、庁舎の空きスペースの活用についての3点であります。

進む少子高齢化、年金や介護にかかわる将来の社会保障不安、国が進めた名ばかりの地方分権、そして三位一体の改革は、さらに地方を困窮させました。国も膨大な借金を抱え、先行きが不透明な状況が続いています。なぜこんな苦しい財政運営を強いられることになったのでしょうか。

過去に景気対策の目玉といえば公共事業でありました。その公共事業により景気がよくなったことは事実であります。しかし、地方が公共事業を政府から借金をしてまで進めたのは、その借金の元利償還金を国が全部面倒を見てくれると言われてたからです。地方はこぞって借金をし、行政運営を続けました。むつ市も例外ではありません。そんな虫のいい話があるわけがないと思いながらも、政府の言うことをうのみにして、やらなきゃ損と思ったのか、どんどん借金をふやし、さまざまな事業を進めた結果、国の台所が苦しくなると、地方は政府からはしごを外された形になり、合併するしかないという判断から平成の大合併が行われ、現在の財政状況になったと私は考えています。

また、国が1年ごとに決める地方財政計画と方針がしょっちゅう変わり、そのことにより地方は

振り回され、安定した行政運営が難しくなっています。さらには、地方分権といいながら、行き過ぎた国の関与があり、地域の独自性を発揮できない仕組みを国には改めるべきと訴えたいと思います。

昨年の衆議院選挙の結果、民主党政権にかわりました。民主党政権は、地方の独自性を発揮しやすい制度を確立しようとしています。少しでも将来に希望の持てる国へ導いてほしいものです。

また、行政経営の基本は地方における弱者と強者の共生を大切にしなければならないという話を村中議長から聞いたことがあります。私もそう思います。行財政改革に名をかりて危機感だけを一方的にあおることはやってはいけません。これからの行政経営にとって大切なことは、無駄の排除と民間活力の活用、そして情報の公開と考え、次の3点を質問いたします。

初めは、各種行政委員会や審議会の改廃を検討すべきということであります。事務事業の見直しや組織の統廃合は計画的に行われる一方で、各種行政委員会の見直しや統廃合が全く検討されていません。時代の流れ、地域事情の変化、そして経費の節減を目的に改廃を進めるべきと私は考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次は、行政の民間開放の基準を明確にし、それに合わせて市場化テストを導入してはどうかということであります。市場化テストとは、市が実施している業務を市役所と民間業者が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の両面で最もすぐれた者がその業務を担うことができる仕組みのことを言います。むつ市では、指定管理制度を導入後4年が経過しましたが、いまだ官から民への明確な基準がありません。指定管理制度を導入していない各種事業はまだたくさんあり、それを効果的に進めるにも基準が必要と思います。あわせて市場化テストを導入し、さらなる経費節減に取り組

むべきと思いますが、いかがでしょうか。

この項目の最後は、平成18年度から行われた第4次行政改革大綱での行政サービスのスクラップ・アンド・ビルドはどれくらい実施され、どのような効果があったのかということであります。スクラップ・アンド・ビルドとは、行政が1つ新規事業を行う際には、1つ廃止する姿勢のことを言います。企画部長から出された平成22年度予算編成方針についての中に、新たな単独事業について、原則として各部5項目程度を提案することとありました。今までもそうですが、新しいことへ進む姿勢は評価するものの、旧来の事業の見直しや廃止の検討をしなければ経費の節減にはつながりません。そこで、第4次行政改革大綱で廃止及び見直しした事業は何件あって、新規に開始した事業は何件なのか、そしてどのような効果があったのかお聞きいたします。

質問の2は、ふるさと納税についてであります。私は、この制度が平成20年5月1日から施行されて以来、ふるさと納税について数回にわたり一般質問し、寄附金の積極的なお願いとその用途を明確にするよう要望してきました。過去のこととなりますが、1990年2月の衆議院選挙期間中に当時の民社党の米沢隆書記長が遊説先の延岡市で記者会見し、発表した、90年代新地方の時代を目指してとの政策発表の中で、ふるさと住民税制度の創設を提唱したことは余り知られていません。旧民社党へ属していた私にとっては、古くて新しい施策と位置づけ、しつこく一般質問に取り上げております。このふるさと納税を生かすも殺すも市長の強いリーダーシップとコンセンサスが絶対に必要であります。あわせて寄附をしてくださる方の人数は、むつ市の魅力のバロメーターになることは間違いありません。

多額のふるさと納税による寄附を受けている地方自治体は、具体的に使い方を設定し、公表して

います。ふるさと納税の使い方について具体的に項目を設定し、寄附を全国へお願いすべきと思いますが、いかがでしょうか。寄附金がどのように活用され、どのように役立ったのかは、寄附者もそうですが、寄附を受ける市民も興味があるところです。まずは、現在むつ市にお住まいの方々にこの制度を理解いただき、そこから幅広く拡大することも一つの方法であるという観点から、ふるさと納税による効果を寄附者と市民へ毎年度公表すべきと思いますが、ご所見をお聞かせください。

質問の最後は、庁舎の空きスペースを子育て支援や保健福祉の地域活動の拠点となる総合福祉センターとして活用できないかということでありませう。山形県東根市には、さくらんぼタントクルセンターという子育て支援やファミリーサポートを一手に行う総合福祉施設があります。コンセプトは、健やかな成長、安らぎの生活、ふれあう喜びを体験とし、そこは子供からお年寄りまで幅広い年齢層の交流の場となり、さらには相談や行政手続もできるワンストップサービスを行っています。むつ市では、新庁舎移転と同時に開業する予定だった子育て支援の拠点施設が財政的に厳しいということから頓挫してしまいました。しかし、事前のアンケート調査に基づいて基本設計まで作成し、そのようにしたいと公表したはずですが、東根市のようなすばらしい施設は望みませんが、参考にはなるはずですが。子育て支援の拠点施設に期待を持った人は少なくないはずですが。まさか違う活用方法を検討するようなことはないと思いますが、念のため市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政経費の削減についての1点目、各種

行政委員会や審議会の改廃を検討すべきというご質問についてであります。行政委員会につきましては、地方自治法及びその他関係法令の規定に基づき、当市は市長権限から独立した執行機関として教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を置き、公平委員会については地方公務員法第7条第4項の規定により平成3年から青森県人事委員会に委託しているところであります。

各行政委員会組織は、それぞれの法律で職務権限、定数、任期などが定められており、当市ではその規定にのっとった設置をしているわけでありまして、齊藤議員ご指摘の行政委員会の改廃という点については、私ども一自治体としての裁量権はないと申し上げざるを得ないところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ただ、これまでも地方分権の観点から、地方自治体に一律の執行機関の設置と職務権限の分離を義務づける法規制のあり方に疑問を呈する動きがありましたし、これからも地域主権の観点から、設置を任意とするような方向に法改正されることも考えられます。また、各行政委員会の職務権限内容については改変の動きがあり、教育委員会に関しては、スポーツ及び文化に関することを市長が執行できることとする法改正があったことから、平成22年度から市民スポーツ課や各種スポーツ関連施設の所管を市長部局へ移管することとした経緯もあります。そのような地域主権に向けた自治体組織に関する法改正がありました場合には、むつ市に最適な運営組織とするよう鋭敏かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

一方、審議会等いわゆる附属機関につきましては条例で設置することとされており、当市の場合、現在33の機関を設置しているところであります。法律により設置が義務づけられている12の機関のほか、制度改正や計画策定時に開催する機関、

不服申し立てに対して開催する機関などさまざまですが、いずれも基本的には諮問に基づいて調査、審議し、答申をいただくという有識者や一般市民目線のご意見をいただくためには貴重かつ必要な組織でございます。今現在しばらく開催されていない審議会もございますが、それは審議会が不要になったわけではなく、開催対象となる事案が発生していないことによるわけでありまして、無駄な定例開催などはしていないあかしでもあります。

審議会に関する事務も、開催時に案内、委嘱、報酬、費用弁償の支払い事務等が発生するのみです。審議分野や内容の相似で審議会を統合したり、開催状況の繁閑をもってしゃくし定規に設置条例を制定、廃止することはかえって条例の改廃事務等をふやす結果になりかねませんので、慎重に対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、審議会や協議会といった附属機関及びその他の委員会組織などにより外部の方々からさまざまなご意見を伺う体制はさらなる充実を目指します市民参画による行政運営という観点からも、さらに充実、活性化させていかなければならないものであると認識しております。

機関組織の適切な人数、公募委員の割合、審議内容の公表方法等につきましては、その過程の中で鋭意質を高める方向で見直しをしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市場化テストの導入についてのご質問にお答えいたします。市場化テストは、平成18年7月の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法の施行により創設された制度でありまして、具体的には官と民が対等な立場で競争入札に参加し、質とコストの面で最もすぐれたものがそのサービスを担う仕組みを取り入れるもので、官、民どちらが落札し

ても、質とコストの両面での改善と業務の透明性が期待できるとするものです。

この法律の施行により、国には国民の立場に立って公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させて、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するという取り組みが義務づけられたわけですが、地方公共団体に対しては実施努力を期待する程度にとどまっています。

本法律も施行から3年を経たわけですが、国の動きは非常に鈍く、地方公共団体における市場化テストの実施も県、市町村あわせて数十件程度と低調です。これは、地方においては施設管理の面で既に指定管理者制度の導入が進んでいたこと、行政内部事務においても民間委託が進んでいたことがその要因として挙げられると分析されています。当市におきましても、この法律により特定公共サービスとしてあえて市場化テストの対象とした戸籍謄本や住民票の写し等の交付事務については平成21年度から窓口サービス専門員制度を取り入れ、民間委託ではなく直営としながら経費の節減を図り、さらに専門的な細やかな対応を目指す方向をベストとして選択したわけで、今後もそれぞれの業務に応じてどのような体制が望ましいのか、十分に検討していく必要があると考えているところであります。

また、市場化テストにより落札された民間事業者とは期限つき契約で業務実施を担保するという指定管理者制度と同様の措置をとることになりますので、現行の指定管理者制度が抱える問題と同種の問題の発生も懸念されるところであり、同じ轍を踏まないためにも、いましばらく導入自治体の実施状況を観察し、制度内容の充実をまつことも大事なことはないかという考えもございません。

いずれにいたしましても、官から民へという大

きな潮流に異を唱えるものではありませんし、市場化テストはそのための有効な一つのツールでありますので、行政の役割の明確化を図っていくためにも時宜を得て、事務事業の仕分けを図りながら進めていかなければならないことと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第4次行政改革における行政サービスのスクラップ・アンド・ビルドの実績についてのご質問にお答えいたします。第4次行政改革は、平成17年度から平成21年度までの5カ年間でありまして、実績の取りまとめ及び総括は来年度の作業としておりますので、平成20年度までの実績をもとにお答えさせていただきます。

経費節減額の大きい主なものについて列挙いたしますと、まず官から民への施策として、保育所の民間移譲と廃止があります。小川町保育所を平成17年度から、柳町保育所を平成19年度から民間に経営移譲し、第一川内保育所は平成20年度末をもって廃止いたしました。これによります平成17年度から平成20年度までの累積効果額は約1億6,000万円となっております。また、指定管理者制度は平成18年度から合計55施設に導入いたしまして、累積効果額は約2億2,600万円となっております。平成17年度には第三セクターむつ下北物産公社を解散し、約9,000万円ほどの効果額となっております。

財政運営の健全化を図るための措置では、効果額の最も大きいものは定員適正化の実施によるもので、平成17年度当初の職員数699名から平成21年度当初では620名と、79名の減員を果たし、平成20年度までの効果額は類型で約16億2,000万円となっておりますし、その他市有財産の整理処分、給与制度の適正化などの措置により第4次行政改革全体の実績としては平成20年度までで実施項目58項目中、実施済みが54項目で、実施率93%、累積効果額は約27億円となっております。

この第4次行政改革は、国の指針により集中改革プランとしてまとめ、その実績を公表することで自治体同士が競わされるような形で経費節減を図り、基礎自治体としてのスリムな財政基盤を構築するための計画だったと言えます。

前述した当市の施策も第4次行政改革の市が担うべき役割の重点化や財政運営の健全化というテーマのもと、いわゆるスリムな行政を築いていくための経費節減の措置であり、斉藤議員のお話にありました新規事業の展開に際して現行事業の改廃をして総額の肥大化を防ぐというスクラップ・アンド・ビルドという考え方のうえに行ったものでありませんので、この節減額がどのような新規事業となったのかということは系統立ててお話しできるものではありません。ただ、一つの考え方として、民間移譲や指定管理者制度をとることは、単なるスクラップではなく、それ自体が民間事業者の育成、雇用拡大という面での効果を生むビルド政策であると言えなくもないわけで、現に2つの保育所と指定管理団体の幾つかが新規雇用を生み出しながら管理運営するという事業を行っているわけであります。

また、確実に申し上げることができますことは、第4次行政改革による経費節減額約27億円は赤字解消計画に盛り込まれており、扶助費や負担金等が増加する中において、歳出額を抑制する効果をもたらしたわけで、結果的には単年度黒字を出し、着実に赤字解消の道を歩むことができる大きな原動力の一つとなっているということでもあります。今後も経費節減とスリムな行政に向けた努力は継続しなければなりません。赤字解消を終え、市民参画のもと、そのニーズに応じた事業を展開できるときが確実に来るわけですが、そのときでもスクラップ・アンド・ビルドの理念のもと、的確な財政運営に心がけるべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。ご質問の1点目は、ふるさと納税の使い方について具体的に項目を設定し、寄附を全国にお願いすべきではないかとのことであります。この制度は、昨年度から始まりましたが、むつ市への寄附につきましては、昨年度は8件で127万円、今年度は3月3日現在、これまでに8件、69万5,000円のご寄附をお受けしたところであります。斉藤議員からは、これまでたびたびふるさと納税制度の運用面でご提言などをいただき、昨年のむつ市議会第201回定例会での議員からの一般質問に対しては、寄附金の使い方を明示することなどについては来年度へ向けて種々検討したいとお答えしているところであります。

寄附を広く仰ぐに当たり、寄附金の使い方を明示することに関して、これまでの経過といたしましては、特別に何の事業に使うてほしいというような具体的なご要望は一件もなく、むつ市のためという趣旨でのものがすべてでありました。しかしながら、この制度が始まってから1年以上が経過いたしましたことから、改めて他市の取り組みも徴しながら、議員ご提言の趣旨を含み、検討を行った結果、むつ市の施策の柱、言いかえればむつ市のアイデンティティーをほうふつとさせるようなものを掲げたほうが寄附のモチベーションを刺激することになるろうとの考えに立ち、寄附金の使い方について、寄附者が何項目かの中から選ぶことができるような形で寄附をお願いすることとした次第であります。

来年度に入りましてから、ふるさと納税に関する新たなリーフレットを作成することになりますが、その際には、例えばではありますが、むつ市のうまいは日本一推進プロジェクト事業等地域産業の振興のためとか、今般むつ市子ども夢育成基金条例としてご提案いたしておりますが、教育、文化、スポーツ活動の充実による人づくりのため

などについて明示して、制度のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ふるさと納税による効果を寄附者と市民へ公表すべきではないかのお尋ねについてであります。ふるさと納税寄附者については、平成20年度決算が議会で承認されました後、11月下旬号として発行された市政だよりの中で、平成20年度中にふるさと納税としてご寄附をいただいた件数と金額をお知らせするとともに、公表についてご了解を得た4名の皆様についてはお名前もあわせて公表させていただいております。

議員お尋ねのふるさと納税による効果についての公表ということについてはありますが、事業効果を初めむつ市発展のために目標に向かって元気に頑張っている姿や明るい話題をお伝えし、寄附をしてよかったと思えるような情報を市政だよりやインターネットを通じて寄附者や市民に対して提供していくことが非常に大切であるという思いは議員と同じであります。前段で申し述べましたように、寄附金の使い方を明示して寄附を広く仰ぐという形をとればこそましてやであります。今後ふるさと納税による寄附金が充当された事務事業等についてお知らせしていく方向で対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、庁舎の空きスペースの活用について、子育て支援や保健福祉の地域活動の拠点となる総合福祉センターを設置できないかのご質問にお答えいたします。一昨年9月に開放エリア案については各種団体の活動支援の場であるワークプラザと子育て支援の場であるキッズプラザを合わせて市民プラザとして整備する案をお示しいたしましたが、整備内容と経費の検討が不十分とのご指摘もあり、その時点においてはご賛同を得られない

状況があったものと認識しております。

私の公約の一つに掲げております「こどもは地域のたからもの」の実現のためにも、子育て支援拠点の整備を断念したわけではございませんが、この整備計画をお示しいたしましてから、老人が安心して楽しく過ごせる施設や、環境の整備にも配慮してほしい、障害を持つ者の目線に立ったまちづくりをしてほしいなどのご意見や、さきの定例会でご提案いただきました道の駅としての整備案などさまざまなご意見が寄せられているところであります。当市においてすべての人たちが暮らしやすいと感じられるような環境整備はまだまだ十分ではないと感じているところでありますので、その中で今のむつ市に何が一番必要なのかを各方面からのご協力をいただきながら、できるだけ市民の皆さんのご要望に沿う整備計画案をお示しすることができますように再検討してまいりたいと考えております。

また、子育て支援についてでございますが、保護者の方々としては、冬期間や悪天候時における子供たちの遊び場が必要であるとか、読み聞かせ等の子育て活動や相談のできる場所が欲しいというような子育てに対する要望等が非常に多くあることは十分承知しております。そして、高齢者の方々も集い、子供や子育て世代との世代間の交流が可能となるような総合福祉センターを設置できないかというご提言もございましたが、若い方々にとりましても、高齢者の方々にとりましても、有用な情報交換の場となりますし、世代間交流がもたらすさまざまな効果ははかり知れないものがあると考えております。

今後の当市の子育て支援に関しましては、現在平成22年度から5年間のむつ市次世代育成支援地域行動計画及びむつ市保育再編計画を策定作業中であり、その中で将来的に子育て支援の拠点整備を進めることで策定委員の皆様のご意見をいただ

いておりますので、その具体的な内容や配置について、世代間交流も視野に入れつつ検討してまいりたいと存じます。

また、高齢者の方々の介護や障害のある方への支援の手續等に関しましては、このたびの庁舎移転に際してかなりの意を用い、市民の皆さんの利便性向上に少なからず寄与できたのではないかと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（斉藤孝昭） 余りにも丁寧に答弁してもらったので、再質問はほとんどないのですが、1点だけ、ふるさと納税に関係してです。この議場の中にいる方々の関係の人たちもそうだと思うのですが、ふるさと納税とはどんな制度かということが、現在むつ市に住んでいる方々でもよくわからない人が相当数いると思います。それで、ことしも今はもう卒業式が終わって行って、むつ市を離れる方々も仕事で異動される方々も今の時期は多いと思いますが、やはり今現在むつ市に住んでいる私たちがふるさと納税についていろんな話をできるように、資料も必要だし、コマーシャルも必要だし、中からいろんな方法で浸透していかないと、やっぱり出ていった人がやってくれるわけがないと思うのです、幾らコマーシャルしても。なので、どんな場面がいいのかはわかりませんが、できることはやっぱりやりましょうと。先ほど市長は、パンフレットをつくったり、私の要望に対して制度も充実させますというふうな話ではありましたが、いろんな場面を使って、この制度についてどういう効果があるのかということも含めてぜひ積極的に進めていくことが大事だと思います。

さらには、ふるさと納税日本一を目指そうなんという旗は上げませんが、でもそれぐらいの勢いがあったほうがやりがいがあると思うのです。財

政が苦しいのはどこの自治体も一緒ですが、このふるさと納税をたくさんしていただいたおかげで、もしかすればやれなかったこともやれるようになるかもわからない。というのも、さまざま幅が広がっていくのです、限定がされない分。行政は商売はなかなかやれないと思いますが、ある意味このふるさと納税は商売に通ずる制度なのかなと私はずっと思っていますので、頑張れば頑張るほど、理解が得られれば得られるほど寄附金が多くなる。それを幅広く使えるというふうな市長の好きな方程式になると思いますので、ぜひ積極的をお願いしたいなというふうに思います。

施行以来このふるさと納税について相当こだわって話ししてきましたが、このたび新年度からそれなりに動くというふうな返事をもらいましたので、今私が話したことを踏まえて、市長、どんな感じかなということをもしお答えできたらお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ふるさと納税につきましては、一貫して斉藤議員からさまざまなご提言をいただきましたことに感謝申し上げ、そしてさまざまな形の中で、ご提言の中で我々が対応して、魅力あるふるさとづくり、そしてそのふるさと納税をする形の中でどういうふうな申し込み方、つまりそれを全体的な形ではなくて、個々の形で希望の方というふうなことで、例えば地域力のパワーアップにしてほしいとか、次代を担う子供たちの人づくりにこれを使ってほしいとか、これは先ほど壇上でもお話いたしましたように、むつ市の子ども夢育成基金事業について、そういうふうなさまざまな形で新年度は取り組んでいきたいと、提言を受けまして、そのような形にさせていただきたいと、このように思います。

やはりこのふるさと納税、今斉藤議員るるお話しの中で、この地域全体に、そのふるさと納税自

体、その納税制度をやっぱり周知、理解してもらおうというふうな、この作業もやはり必要だと思います。仮に中央のほうに行って別の地域に行っている方に、ふるさと納税お願いしますというふうなことはなかなか気恥ずかしい部分もあるわけでございます。そういうふうな意味では、まず地元がそのふるさと納税についての理解を進める、周知をしていくというふうな作業もただいまのお話の中で感じ取った次第でございます。その意味からして、例えば高校生、就職する方々、そういう方々にもこんな制度があるよというふうな周知方法、これまでは、例えば市内の高校の同窓会の方々、同窓会がありますと、そちらのほうにお送りしたというふうな経緯も何件もあります。そしてまた、総会に出席した際には、また地区の出身のグループの方々、各地区、東京ではそういうふうな形の関東会だとか東京会だとかあります。そういうふうなところにこちらの特産物をお示ししながら、パンフレットをお届けをしまいいりましたけれども、それは外にいる人たちへの発信の仕方、また一方、地元にいる我々自体、市民全体の理解を深めるというふうな非常に意味のあるご提言をいただいたと、このように思います。感謝をして、我々この理解、周知に市内のほうに向けてのPR方も進めていきたいと。こういうふうな制度があるよと、できたらご親戚でいたらというふうな、そういうふうな思いを込めまして、この事業を展開していきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 前向きに答弁してもらっているので、もう本当にありませんけれども、1つだけ。

きのうも話題に出ましたが、ムッシュ・ムチュラン1世のマスコットに、例えば「ふるさと納税」というTシャツ着せてもいいのかなとか今勝手に思ったのですけれども……ああ、着ていますか。

そんな方法があってもいいのかなとか、いっぱい案を出して、何とかいい使い道、いい寄附行為になるようによろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（村中徹也）　これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也）　以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月13日及び14日は休日のため休会とし、3月15日は請願上程、委員会付託、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後　3時06分　散会

